

平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年12月16日（月曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 4時22分

○会議に付した事件

○白老町財政健全化に関する調査

1. 白老町財政健全化プラン（案）に自由討論

第1章 これまでの財政健全化への取り組みと新たな健全化の必要性（2P）

第2章 財政健全化に向けた基本方針（3P～4P）

第3章 財政健全化に向けた重点事項（5P～8P）

1. 白老町立国民健康保険病院事業（5P）

2. バイオマス燃料化事業（5P）

3. 港湾事業（5P）

4. 人件費（6P）

5. 第三セクター等改革推進費（6P）

6. 事務事業（6P）

7. 補助金（7P）

8. 公共施設（7P）

9. 公共下水道事業（8P）

第4章 具体的な健全対策（9P～20P）

○一般会計

1. 歳入の確保（1）～（7）、（9P～12P）

2. 歳出の削減（1）～（8）、（12P～16P）

○特別会計・企業会計（17P～20P）

第5章 財政健全化プラン実施後の財政見直し（21P～23P）

第6章 今後の課題（24P）

その他

2. 調査日程について

（1）自由討論の日程

（2）自由討論の日程詳細

（3）特別委員会及び小委員会での報告書のとりまとめ作業と本会議

3. その他

○出席委員（13名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	氏家裕治君	委員	吉田和子君
委員	斎藤征信君	委員	大淵紀夫君

委員	松田謙吾君	委員	西田・子君
委員	広地紀彰君	委員	吉谷一孝君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君
委員	及川保君	議長	山本浩平君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君
書記	小山内恵君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより、白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） それでは、白老町の財政健全化に関する調査を行います。

本日はお手元に配付しましたレジメのとおり白老町財政健全化プラン（案）に対する自由討論を行います。各委員の皆さんに小委員会で協議した自由討論の進め方と論点を12月6日に配布しているところでもあります。再度委員長からお願いいたします。一つ目、自由討論は各章ごとに行います。二つ目、自由討論は発言の回数は制限しませんが、各委員の討論の機会が保障されるよう、討論が1人の委員の独占とならないよう注意をしてください。三つ目、討論に当たっては会派での協議を踏まえた発言を行っていただきますようお願いいたします。四つ目、発言は論点を明確にして簡潔明瞭に行い効率的な会議の運営にご協力ください。次に、自由討論の論点についてであります。これまでの本委員会の質疑において出された意見を小委員会で整理したものであります。自由討論はこの論点に沿った討論をお願いいたします。なお論点以外のご意見についてはその他の中で発言をされますようお願いいたします。また自由討論における意見については本委員会の報告書をまとめる際に重要となりますので、その点を踏まえた発言をお願いいたします。進め方と論点について質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

それでは、レジメに基づいて自由討論を行います。プランの2ページをお開きください。第1章、これまでの財政健全化への取り組みと新たな健全化の必要性について、論点は2つであります。最初に、論点①まちの将来像に対して明確な目標を示すことについて。自由討論があります方どうぞ。自由討論はございませんか。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番大淵ですけれども、1点目と2点目が非常に別々にするとなかなかちょっと話が難しいものですから、ちょっと2点目にもかかわって発言をしたいのですけれどもよろしいですか。この計画書そのものについて内容ではなくて、一つはこの計画書のつくり方の問題、つくり方の問題が私はあると思っています。それでなぜ財政を立て直すのですけれども7年後の状況が頭に浮かばないような計画書になっているということが私はある点では、問題という表現が正しいかどうかちょっと別ですけれども、そこに町制報告会の中でもそういう意見が出ていますので、見えてこないというのが一つあると思います。それはこの1番で私はきちんとお話をしておきたいのですけれども、つくり方の問題、ここに問題があったのではないかと考えています。ですから先日行革委員会に対するお話を私が本会議でしましたけれども、この有識者会議、行革委員会への対応、それと議会と町民への対応、それは情報伝達手段のことです。情報伝達手段のことで明らかに事前に行政である意味、ここまで言っているかわかりませんが、政策を決定しつつマスコミを通じて違った形で流れてしまったのではないかと。ここのある意味世論誘導的なこと。このことに対しては私は議会としてきちんと指摘しておく必要があると。なぜかという、二代表制の原則と議会と行政の車の両輪といわれている、そこを崩してしまうということが考えられますので、どういう形かは別にしまして私はここはきちんと指摘しておくべきというふうに考えております。これはうちの会派

でもお話をしているところでもあります。

○委員長（小西秀延君） ほか、自由討論をお持ちの方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今、大淵委員のほうから1章、2章ありましたけれども、私も7年間の部分については2章の中で言いたいと思いますけれども、まず第1章についてこの表題もそうですけれども、その前に25年度の議会懇談会の要望意見書、これをまとめてもらって非常に部門別に分けてもらって非常に参考になりました。これを読むといかに町もそうですけれども議会の責任が大きいかということが非常に感じています。それで私も忌憚のない意見を言わなければいけないと思います。言い方の捉え方によっては結構私聞きますけれども、町側のほうも議会で厳しい言い方をするといけないでくださいとか、何とかという理論がすりかわるような言い方をされている場合もありますけれども私はそれではないと思いますので、そういう部分にもめげないで私は言わせてもらいたいと思っています。それではまずここでいけば議会は別としても町の反省と町の責任の所在が第1章で明確にされていないのです。私はやはりその反省点と問題を的確に掌握しなければだめだと私は思っています。それでなぜかという、1点とすれば、この中で事実を表明していないのです。歳入欠陥の表記もここ読みませんけれどもさらっとふれているのですけれども、現実議会で議論をしたときはこれは町税の過剰な見積り数字的なことは言いません、皆さん知っていますから。あるいは、交付税積算、これは言葉は悪いですけれども現実恣意的です。それをここでさもさも欠陥を生じるというような言葉だけでごまかすということは、これは町民も議員懇談会の中で聞いて現実知っているわけです。そういうことはきちんと明記すべきだと私は思います。それと、ここで普通のまちということについて、ここにも書いていますけれどもプログラムの第一次改訂しました。これは間違っていたわけです。普通のまちにといったということは、実態とかけ離れた中で普通のまちといって町民を言葉がいいか適正かどうかわかりませんが、惑わしたというか、安心させたというか、そういう財政が破綻寸前にあったにもかかわらず普通のまちになぜいったのかと。それがどういう結果を招いたのか。それが今我々議論しています。そういうことをきちんと整理をここに付記しないと今後7年になるかどうかわかりませんが、また同じことを繰り返すと思います。やはりはっきり町側はそれを事実としてここに明記をしないと新たなスタートには私はならないと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、自由討論をお持ちの方。5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 松田です。今、前田委員もおっしゃいましたけれども、この財政プログラムに当たって19年ももちろん夕張になるといって財政再建をいたしました。それから5年たって、5年前の2度と同じ過ちを起こさないとこれが町民に約束したことです。それに沿って町民もまちを再建させたい、夕張の二の舞にたくない、こういう思いで私は町民も一歩も二歩も譲って町政とこの財政にかかわる問題も一歩譲りながら28年までの財政再建を心待ちにしていたというか、いいまちになることを望んでいたわけなのです。しかしながら5年たったら、今前田委員も言ったように普通のまちのはずが2度目の財政再建をしなければならない。そしてもう一つはその中で町民の知らぬ間に諮問機関の検討委員会、あるいは行政改革推進委員会、これは行政改革推進委員会はこのまちの現状を打破するための町長の諮問機関なのですが、そこが何か町民を乗り越えて飛び出して、この宮脇思案とそれから行政改革委員会、早くにやっていた。大なたを切ってまちの仕組みをかえるという町長の選挙公約を踏まえた行政改革委員が、いつの間にか病院の原則廃止論だけになってばたばた今ま

できたような気がするのです。私は議会も真剣に何度も何度もこの特別委員会を開いて今までできました。いろいろお話もしてきました。しかしながら私はやはり行政がなぜあれだけ財政再建に白老のまちを19年に28年まで財政再建をして普通のまちにしたいのだというのが、今前田委員の言ったように2年もすれば普通のまちになったといいながら、私は行政の説明責任が私は足りないと思っています。どうしてこうなったのだと。今、改めていうまでもなくバイオマスもあり港もあり、それから行政のいろいろな問題がありました。政策判断の間違いもありました。そういうことを含めた行政の責任を明確にきちんとして、そして議会もその行政の責任をきちんとした上で、それこそもう3度目、もう2度とではなく3度目のこの財政危機を招かないような今財政プランをきちんとしていかなければ白老のまちの先が私は見えないと、こう思っているのです。ですからこの財政プランもこんなにも厚いやつこれも大事なのです。しかしながらまちのかまどというのはもう決まっています90%の300万円以下の所得世帯がある中でなかなか再建の道は厳しい、しかしそれでも再建はしなければならぬ。そうなったときにやはり行政がきちんとこの2度目の財政危機、1度目の含めの財政危機を含めて2度目の財政危機をきちんと反省して、そしてその上に立たなければなかなか町民は本気にならないような気がするのです。ですから先ほど議会の責任もあるという声もありましたけれども、まさにそのとおりなのです。でも議会の責任の前に行政の責任をきちんと、例えば港湾の責任をどうするのか。それからバイオマスの責任これをどうするのか。それから病院はご存じのように病院の猪原院長にげたを預けた格好になっているのですが、この辺をどうするのかという明確な私は行政側の説明責任が私は本当に必要だと。その上で議会も、その上に立って議会も責任がある言葉が出てくるのなら私も許せるところ思うのですが。まず行政責任を明確にすべきだと思うのですが。ただ今もこうやってやっているのですが、今大淵委員もお話をした、前田委員もお話をした。ただこう言うだけで何も返ってこないのも随分さびしいものだと今感じました。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 斎藤です。今の指摘や何かとかなり重なってはくると思います。行政責任という言葉もあったのですが、私は町の姿勢の問題という最初から指摘はしてきたはずなのですけれども、このまちづくりに対する政治判断と政治的な判断というのがすごい不明確だと。そんな中で今まで論議してきたのではないかと。このあれの中には総合計画を推進するための財源の確保だと、こういうふうに言っているわけですね。この総合計画の時点でも本当にこれだけ総花的に全てがやっていけるのかと。全ては大事なのです。大事なのだけれども本当に今の情勢の中でこれを全部並列的に同じように進行できるのかどうなのかという指摘はしてきたはずなのです。財政再建の中ではそのことが通用しないだろう。やはりどこかで政治的な判断というのはきちんとしていなければならない。いわゆる町側のリーダーシップというものがこういうまちをつくるためにこういうふうにしていくのだという、きちんとした姿勢があって初めて論議というのが出てくるのではないかと。今言われたように本当に出てくるものが人の意見を聞きましょう。人の意見を聞いてから町側考えましょうという人任せのところはものすごく見えるわけです。そんな中で、ではまちづくりの基本というのはどこにあるのかというそこが見えないといったのだけれども、まず一つは人口減を回避するこれがものすごく大きな要因になっているのですが、その人口減をどういうふう回避しながらまちをつくっていくかその食いとめるためにどういうふう何が必要なのかという視点が全く見えていない。あるいは高齢社会になる、町民がどんどん歳をとっていく中で安心安全のまちというのをどういうふうにつくってい

くのかその辺の視点というのが何にも出てこない。そうすると住民負担を最小限に抑えろとか、それから住民サービスの低下を防ぐだとか回避するだとかそういう視点というものをきちんと置いた上で議論を深めて、事業をどういうふうに見直していくかということこそこのところを視点をきちんとあてて論議させてくれてほしかったとそういうふうに思うのです。それなしにただ全体的にやってきたということが実り少ないという感じがしてくるわけです。その辺をまず指摘しておきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。まずこの第1章については財政健全化に向けての必要性という形の中の私はこれは総論として読ませていただきました。この総論の中で言われていることは今前田委員も言われたとおり、本当にアバウトに町の責任を認め、ただその各論的なものはここには示されていない。そして健全化に向けてこの7年間で健全化に向かうといいながらも病院のあるべき方向性もまちは示さない。今の猪原院長の出された経営健全化のこの1年間を様子見ますというような話をする。今までもずっとそういった議論はしてきたけれども、様子は見るといっても結局その1年後にはどういった病院になっていくのかということも示されないまま、ではうまくいけば今のままの形を残すのかというような議論はずっと繰り返されてきました。そんな中でこの7年後のまちの将来像が見えないというのも私も当たり前だと思っています。ただ私は今までの行革の推進委員会の報告、また宮脇先生の示されたまちの方向性等々は、それはあくまで一つの一考察として議会は捉えていかなければいけないだろうと。大淵委員は議会軽視だろうとかいろんな部分で行政側の今までの流れを指摘されてきていると思うのですけれども、私は今議会がしなければいけないことというのは、そういった考え方も一つの一考察として議会としてどういう方向性を示していくのかということが今多分問われているのだろうと。議会はどうか考えるのだということがこの総論の中で示さなければいけない。議会としての総論になってくるのだろうと思います。各病院だとかバイオマスだとか港については各論的な問題については各章の中で多分これから皆さんいろいろな意見交わされるのではないかと思いますけれども、私はこの1章の中ではそういう考え方を持っています。ですから本当にアバウトな健全化というのはどういう、なぜ必要なのかという程度のものしかこの第1章ではうたっていないような私は考え方をしております。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。大前提に今回この第1章ということですのでこれは今同僚委員からも今ご指摘いただいたとおり、今までの財政健全化への取り組みと必要性についての総括、総論の部分になりますので会派の意見も踏まえると記述としてはこれで総括や総論という意味ではないのではないかということでもまず押さえたいと思いますが、ただ今同僚委員のほうからも指摘ありましたけれども、下から数えて7行目財政状況の悪化要因なのですからけれども、これは町税の減収が予測を上回ったということだけなのです。本当にそうなのかと思うのです。これだけですかね。私はここできちんとけじめをつけて、町政を前に進めるためにもきちんとけじめをつけるべきだと思います。そのほうが白老町が前に向かっていくためには大事なのではないかと思いますので、ここは総括、総論の場面なのできちんと総括、総論を踏まえるほうがけじめをつけ、前に進めるためにはいいのではないかと。あとはさらに今これも同僚委員からありましたとおり、この財政危機を2度と起こさないようにという、2度と起こさないようにという強い決意を示すべきだというのは私も同感でした。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。私は第1章のこのこれまでの財政健全化への取り組みと新たな財政健全化の必要性という、この文章自体が違うような気がしているのです。財政が健全化をやってそれが何年もたたないうちに普通のまちからまた大変なまちになって、先ほどから出ていますけれども、そのことが町民が1番疑問なのですけれども具体的になぜなのかということが書かれていないような気がするのです。ですから私は今までの財政健全化のやはり反省というか、それと今後何が必要なのかということのものがきちんと第1章で表されていないという気がするのです。それが第1点です。なぜかというと白老町は健全化をつくってからずっと人口減少でコンパクトシティを目指すのだということはずっと言ってきたはずなのです。スクラップアンドビルドだと。そういうことでやってきていることがきちんと見えていない。健全化も達成率98%となっておりますと目標はほぼ達成できましたと。達成できたのになぜこういうまちになるのかということになると思うのです。それが間違っていたのか、間違っていなかったということが何も書かれておりません。そういったことで私はやはり人口規模、それから標準化の財政規模をきちんとすえてやってきたのか。財政規模も全部変わってきていますね。そういったことを見通してこの財政健全化の第1章のところには白老町の7年間かけてどういうまちをつくるのかという、最後のほうに健全化の必要性は7年かけて、この7年間町民の皆さんにも議会も全部協力してどういうまちを目指すのか、そして先ほど広地委員がおっしゃったように2度とこういうことは起こさないのだということが見えてこないというふうに思うのです。ここがやはり1番大事な出発点で、こういったことでこういうことを基本にこういうまちづくりをして、だからこういうことになるのですと、その以前として原因としてこういうことがありましたと、健全化計画も目標は達成したけれどもやはり先を見通す力がなかったということだと思うのです。私はそういうことをきちんと明確にすべきだというふうに考えています。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 皆さんこの第1章の部分でかなり核心を突いたお話をされております。きょう討論ということなのですけれども、それぞれ皆さんのこの計画に対する思いを述べておられるのですけれども、実は私もこの示されたプランの中にこれは今1章をやっているのですけれども、本当に1度目の平成19年に経験してつくり上げたプランが全く8年計画のものが5年でまた同じようなことが繰り返された、そういう意味においてなぜこういう状況になったということが、確かにここには網羅されているのだけれども、どうもその薄っぺらいとか何も責任そのものも含めて感じられない。この最後のほうに危機の部分をやっているのです。徹底したその改革施策転換を断行すると、この最後のほうにうたってはいるのですけれども、その中身というのは非常に軽薄とか非常に薄っぺらいのです。ここでうたわなければならないのは、あとうたうところはないのですから、将来の計画は7年になっています。だけど7年後はどうなる姿を私たちはこうしたいのだと、こういうまちをつくりたいのだと、だから皆さん協力してくれと。この厳しい状況の中町民の皆さんの協力がなければこれは成り立たない計画なのです。当然そうだと思うのです。であるならばやはりこの部分できちんとまちの姿勢を示しておかないと将来像は見えてこない。ただその7年間頑張らなくては行けない。これは8年が5年で計画をまた新たにつくりなおさなければいけないのです。これはやはりどう考えても町民としたら納得いかないと思うのです。なぜこうなったのだと、さまざま会議の中で本会議の中で人口減が叫ばれていますね。ここで人口減が税収が大きな要因として今吉田委員も言って

いましたけれども、人口減の問題なんていうのはこれはずっと言われていることなのです。ここを見越して、私も昨年の代表質問の中でも若干ふれましたけれども、その予算規模トータルの予算規模をきちんとやはり把握していかないと、今まで通りのことなんてやっていけないではないですか。人口どんどん減っていくのですから。そうなるのならやはり、その人口規模に合わせたまちづくりをしていかないと、これは何回つくってもまた繰り返すということになってしまいます。私はそういうふうに思っています。結果的にはまた2度目のことが起こり得る状況に私はあると思うのです。今のこの第1章のこの状況を見てみますと。もう少し真剣にこのあたりを反省して、そして少しでも短く、7年を例えば6年にするのだと。6年でやると。5年でやると。まちは言っていますけれども。理事者は言っています。少しでも短い期間で断行したいという話を再三されていますけれども、それは全くそのとおりなのですけれども、いずれにしても将来像が全くここでこのプランには見えてこないということは非常に皆さんいらしている部分だと思います。ぜひこのあたりを議論して議会として何らかの形で盛り込むようなことを示してほしいと私は思います。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○副委員長（山田和子君） 11番、山田です。論点に沿って発言したいと思います。第1章、これは先ほど同僚委員からもありましたように総括という部分でそういう文章になっていると思います。ただ7年後のまちの将来像に対して明確な目標を示すことということが論点なのですけれども、明確な将来像というのは財源の裏打ちがなければ実施計画をつくれなわけですから、まずその財政を立て直すということがこの計画の目標でありますし、将来のまちというのは第5次総合計画の中で将来の白老像というのは明確に打ち出されていると思います。その第5次総合計画を実施するにあたる財源確保のために財政再建をするためのプランなので、ここの第1章のこの部分はちょっと苦言を呈するとしたら同僚委員からもありましたように見積もりの甘さとか、見込みの甘さというところの反省点の文言を加えるのがいいかと思えますけれども、それ以上は余りこのままでよろしいのではないかと私は思っています。

○委員長（小西秀延君） ほか、意見をお持ちの方。 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 討議だから討議、討論だから私は自由にやれるところはやったほうがいいと思っているから。ただ、皆さんがあるのだったら話しをして、やはり今の議論にかみ合っていないと全然だめなのです。だから、このままでいいという人がいるわけだから。このままでだめだという人もいるのだから。そこの部分を明らかにしていけないと議論にならないのです。だから、どうしてそうなるのかということきちんと聞いて、本人が何を根拠に言っているかということ聞かないとだめなのです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

議論の続きがあればどうぞ。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。今、山田委員が言われた第5次総合計画ありきの話というのは私はこの財政健全化プランの重要性からはちょっと外れているような気がするのです。なぜかと

いうと財源の裏づけのないようなプランなんか、計画なんか私はあり得ないと思っているから、第5次総合計画自体を見直していかなければならないような問題だと私はそう考えているのです。だから、第5次総合計画は何のためにつくったのかと。はっきり言ったら絵に描いた餅なのかという話です。だから財政がこのままいけば、こういったまちづくりをしますという、それは確かに町民に対しての夢や希望も与えるけれども、でも実際今まちがこういう状況になったときには第5次総合計画の実施計画ではつukらないわけです、はっきり言ったら。私はそこではないと思うのです。だから今回のこの1番大事な部分というのは今のまちをどうするかということにかかっているわけで、平成28年度のそういった収支状況の改善を目指してのこの財政健全化プランだと、そういうふうには私は考えているのでその第5次総合計画の話がここに持ち出されるとなるとちょっと考え方が変わってくるかと、私はそういうふうには考えているのだけれども、もしそれについて山田委員の考え方があればお伺いしておければと思います。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 第5次総合計画を絵に描いた餅とは私は思いません。隅々まで何度も何度も読みましたけれども、そういう論点、それをやるための基本設計、実施設計とかそういうことにつなげるために財源を確保しなければならないというのは皆さんそこまでは同じ意見ですね。

○委員長（小西秀延君） 氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） その点についてだけちょっと私の考え方なのだけれども。例えば何かの目標があって、それに向けて今の財政状況を改善しようという考え方であれば、今山田さんのいうとおりのかもしれない。でも、第5次総合計画という一つの計画があって、でもそれは今山田委員もそれはいっていますね。財源が伴うものだから、それに向けてというけれども、その財源というのが今現在その計画を見る前に今、足元を見なければいけない段階の中でその計画に向かっていくのではなくて今の足元を整えなければいけないという、そのためのこの財政健全化プランだと思うのです。そうしないと、例えば今ここでしっかりしないと第5次総合計画の中で示されたまちづくりみたいなものが前に進んでいけないのだと思うのです。そうですね。だから、第5次総合計画を実行するための健全化プランという考え方では、私はそうではないと思うのです。そこが違うと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） そういうふうにして私は思うのです。だから第5次総合計画という計画は確かにすばらしい計画ができ上がっているわけだから、それはそれでいいのだと思います。でもそれには当然財源が伴うもので、ではそれに向けたまちづくりを今しようと思ったらどうしても無理が出てくるわけでしょう、はっきり言ったら。はっきり言ったら今の財源状況では無理ではないですか。そうであれば第5次総合計画自体を私は逆に見直していかなければならない今の財政状況だと、私はそういうふうには考えているのです。同じ考え方かもしれないけれども、でも私は逆に言うと今の財源状況から考えると第5次総合計画自体も見直していかなければいけない。そういうふうな原点に立ってやっっていかなければ今回のこの財政健全化プランというのは成り立っていないのだろうと、そうい

うふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほかの方の意見も。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今回の議論は4ページの第2章でうたっているのです。ここで議論したほうが私はいいと思います。ということは、私は2章でもまた意見ありますから、ここで議論したことがこの（4）でいっているのです。どう捉えるかということ。ちょっとこちらにいらいますから、まず第1章をある程度整理されて、そしてまた全体の総論あると思いますから、あるけれども、そこに移っていかないと。今言っている議題で議論をしているのです。これの捉え方がありますからどうですか。

○委員長（小西秀延君） 一度整理をさせていただきます。今、議論がちょっと第5次総合計画自体の議論に進行してきております。本委員会はこのプランに対する議論の場でございますので、根底が覆ってしまいますのでこのプランの議論で進めていきたいと思っております。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私はこの文章がいいとか悪いとか、それは最終的にはそうなるかもしれませんが、そんな議論ではないと私は思うのです。この文章ができたからといって財政健全化が進むのではないのです。今大切なのは何かといたら議会の責任もあるというふうにいわれた議員さんがいらっしゃいます。では議員の責任とは網羅するところでやらなかったらやるところがないから私は言っているのだけれども、本当に議会の責任がある。これは町民の皆さんが声をあげて財政懇談会へ行ったら事実いわれるわけです。では議員の責任、これは何なのか。議会がチェック機能をきちんと果たすということは多くの議員さんがいつてきたことです。何度も何度も聞いています。財源危機をおこさないようにするというのもそうです。では我々に入る情報が正確ではなくて、それができるかどうかということが私は1番大切なのはチェック機能を果たすためには議会に正確な情報が入らないとだめなのです。ですから、二代表制や今の議会のおかれている状況のことをいうのです。いいですか。そこがなかったらチェック機能を果たせないのです。だから議会が7月22日に第1回の特別委員会をつくったときに、もはや町は病院だけではないです。私的諮問機関の中で方針を出して、それを行革の中でも説明しているのです。そういう町の姿勢に問題があるのではないかと。ここにそんなことももちろん書いていないです。だけどそういうことの中で議会の議論はできますかということをお聞きしているのです。それで結構ですと、そのやり方は正しいですといたら、それはそれで結構なのです。私は違うと思っていますけれども。議会の責任というのはそういうことではないかと私は思うのです。正確な情報が入って正確な議論をする。実際6月11日に皆さん経験したでしょう。全町に流れたのは病院がなくなるのではないですかということが流れたのです。我々が一人も知らないうちに。そういう状況に議会が置かれているということに対して私は非常に多くの疑問を感じているのです。本当に議会と行政が対等平等二代表制で運営されているのかどうか。これは議会と町の根本原則です。ですから私は第1章でそういうことをきちんと共通認識の上に立って、私の考え方が間違っているのならそれはそれで結構です。だけど、そういうことが共通認識の上で立ってやらないと、議会の責任を果たすというふうにはならないのではないですか。6月11日の中で、22日にできる1カ月前に方向性が出されてしまっているのです。私はそういうふうになっているから、この第1章でその議論はきちんとやってくださいということを言ったのはそこなのです。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今大淵委員が述べたとおりなのですが。ですから私は先ほど行政の責任を明らかにして、行政の責任を明らかにしてから議会の責任も問うべきだと、こう言ったのはそのことなのです。ですから、行政の責任は何にあるのか。小さいことを言っていったらあれなのですが、はっきり言って例えば港湾にすれば本当は供用開始になったら大きな船が入る予定が相談もしていなかったのです。日本製紙と相談も。要は使うか使わないかの相談もしていなかった。それはそれでいいのです。だけど、この相談もしていないでつくった責任。こういうことを私は行政の責任を明らかにしなければだめだと言っているのです。そしてそれを明らかにしないで、議会の責任どうのこうのはその後だと思って、それで私は先に行政の責任と言ったのです。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。この議論の進め方なのですけれども、そういうふうにならぬというところについてしまったら何かこれはずっと一日かかりそうな気がするのですけれども、いいのですけれども。第1章はまず総括であるというところは皆さん同じでいいのでしょうか。総括なのですけれども、大淵委員がおっしゃるように今回の病院に関する進め方がよかったか悪かったかという点を意見を述べさせていただきたいと思うのですけれども。宮脇思案は町長の私的諮問機関でありますので町長がこれからのまちづくりを考える上で参考にしたいということで私的で諮問機関だと思うのです。そのことを先に新聞報道されてしまったということが問題と。違いますね。わかりません。行革で先に発表されて新聞報道されたことが問題なのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。論点整理をきちんとしてやらないと、これは何ぼやってもだめです。問題は我々議員が議会で何をするかという話なのです。それは私的諮問機関でも何でもいいです。町長がつくるのだから。ただ、議会が何もわからないうちに町の政策が出されていって何を議会が議論をするのですか、そうしたら。議会なんていらなんでしょう。行政改革推進委員会と諮問機関でやればいいのです。あと直接民主主義でやればいいのです。議会なんて必要ないです、こんなもの。事前にもう3回も町民の中に出ていって我々行ったときはもう町はこうやっているとみんなわかっているのです。議会はどこで議論するのですか。そんな議会なんていらなんでしょう。だから二元代表制の根底を覆すような中身の問題だと、私が言っているのはそういうことなのです。そのことが理解できないのだったら、議会の議員とは何なのかというまで根本論議です。町長がどんな機関を使おうが何をしようが自由です。どうぞ。それと議会とは全く別ですから。政策を発表する場も違うのです。そこのところをきちんとして。まずそこの整理をしてください。私はそこのところがとても大切だと思っています。ですから、何も私の意見をとおそうなんて全く思いませんから。ただ、その議論だけはしていただいた上で入らないと、やはり私は議会が間違ってしまうのではないかと思うから言っています。

○委員長（小西秀延君） ここでちょっと一度議事を整理させていただきます。今まで皆さんからご意見、議論をいただきましたが中心となってきた議論がいくつかございます。まずは行政の責任問題、それとその情報伝達による議会の責任問題も出てくると。情報、議会、そして行政の責任、もう一つつけ加えると7年後の将来像それがきちんと見えるかどうか、この4点ぐらいの議論が大いにされていると委員長として把握をしております。その4点について議論をもう少し深めるべきだと

うふうに考えます。その4点に絞って皆さんからある程度またご意見をいただきたいと思います。行政の責任、そして議会の責任、情報伝達のあり方、そして7年後の将来像です。この第1章に限りましては今冒頭に大淵委員からありましたけれども、7年後の将来像についてはもう第1章で入っているのですけれども、全部ちょっと関係が1にしてしまいますので、3は別にしまして、その他は別にしまして、1章、2章、一緒にしましてその4点で今のところ、今後進む展開でほかがなければ4点についてももう少し議論を深めたいと思います。皆さんから改めてもう一度ご意見をいただきます。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） わかりました。第2章の部分もちょっと入るといいう話もあったのですけれども。まず、この第1章の押さえの部分がちょっときちんと統一されている必要があるのかとまず思うのです。端的に言います。これは要はこの痛みを伴うこの健全化プランをやることによって頑張った先にあるものが見えないという部分は同僚委員の指摘がたくさんありました。このそういったその頑張った先にどんなまちをつくるのかという部分は私は第2章でやるべきだと思うので、なのでこの論点の①については第2章のほうで中心に議論していけばいいと思うのです。②の部分、今委員長がまとめられた責任という部分、ここをきちんと第1章でやるべきだというふうに思います。行政の責任と議会の責任の話が出ていました。それで具体的な話をするのですけれども、これは大淵委員のほうからもご指摘をいただいたとおり、情報の公開と議論を進めながらという部分、ここはやはり入れるべきだと思うのです。というのは、1番最後の部分が策定して改革政策転換を断行するという部分あります。ここの記述の中で、今大淵委員からの指摘ありましたけれども、議会と議論を深めながら町民の皆さんで議論を深めながらという部分がちょっと見えなくなったという議論も今たくさんありました。それで、情報の公開と議論を進めながらということが車の両輪としての議会の責任を果たすという意味でも、これを記述を加えたらいかがだと思います。そして、あと責任の部分ありますね。これは私先ほども言いましたけれども、町税の減少が予測を上回ったことが、つまり簡単にいえば歳入が予想どおりにいかなかったことが今回の財政危機の大きな要因だというまとめ方だけでは本当に7年間町民に痛みを伴うことを含めた改革がきちんと進められるのかという部分、どうしてもこれは意見出ざるを得ないと思うのです。ですので、これは歳出についてもきちんと総括するような、歳入の話だけですね。実益財源なり町税の収入の減少が予測を上回ったということだけなので、これまでの事業の施行のあり方についてもきちんと責任を明確にすべきだというのは、議会の意思として第1章でふれていいのではないかなと思うのですけれども、ここらあたり各位のご意見を伺いながら。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は先ほども言いましたけれども、行政の責任ちゃんとやるべきだと。そしてまだ皆さん議論されていませんけれども、普通のまちになったということが大きなまちの転落に入ったのです。そこをちゃんとこの中で論点整理をしておかないと町民はもうわかっているのです。それをどう押さえるかという。それと先ほど大淵委員も言っていますけれども、この第1章でいっていることはもっと深く、もっと要因、原因、これはこの議会の中の一般質問とか質疑の中でもっともっと脂っこく質問されて、それに対して町側も認めたし答弁しているのです。なぜそういうことを事実として整理をされないかということです。それと宮脇教授の私的諮問機関を話していました。私もこれはもっともです。これは町長が私的しているのです。なぜこれは途中から公になったのですか。あくまでもこれは町長が、今言ったように議会でいろいろな議論され、ここで言っているように税1億

5,000万円ですか、交付税8,000万、24年度の予算が出て6月にもう私も質問しています。そのときもあばかれています。それは予算編成したときにおかしいのです。そういうこと踏まえて町長が私的諮問をやったのです。それが議会にも一切報告もしない。民間にいつてしまった。そしてそのうちに、うやむやのうちに、この健全化プランに入ってきたのです。あくまでもこれは町長が私的諮問ですから町長が職員や、いろいろなことを聞いても判断できないからこういう専門の先生方に聞いて自分もこうしたいという意見をまとめるため、政策をつくるための私的諮問機関だったはずなのです。それがいつの間にか公になってしまって、いいです公になっても。ただ、結果的に先送りにわけです。結論が何も。そういうことを議会がちゃんと整理をしていかないと、みそもくそも一緒になってしまうのです。だから私が言ったのはこの記述の文言を言っているわけではないです。総体的に町としてのこの第1章の文言からいけば、姿勢が感じられませんということです。皆さん議論していることが。だから私はそんなあだかんだとか、云々ではなくて、もう少し大きな論点整理をして今まで議会が指摘している行政責任、これまでのものではどうだということを私は前提に言っていることをここにちゃんと整理をしたらいいでしょうということを言っているのです。そういう捉え方でいかないと、結果的にまたこの文章だけいつて、町長がいつたからいいのではないですかと、こんな話にならないはずなのです。ちゃんとそういうことは議会の責任としてやっていかないと、私はだから先ほど言っているでしょう。議会懇談会でこれだけ厳しく言われているのです。それを認識してその声を、この議会の場で我々議員として発言してどうするかということを大いに議論しなければだめです。私はそう思います。

○委員長（小西秀延君） それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開させていただきます。

皆様からいろんな議論を討論をいただきまして、途中から4点について皆さんとまた再度少し議論をさせていただきましたが、もう一度ここで整理をさせてもらいながら委員長としての意見を述べさせていただきますと思います。まず、この第1章の中で要因が薄いというご意見が、前の計画からどうしてまた再度のプランに至ったか、原因が薄いと。それによつての行政の責任がきちんと明確化されていないというご意見は、これは皆さんから出た中で大半を占める委員の皆さんからいただいております。委員長の私としましても、それはここに記載をされるべきではないかというふうにご考えております。原因の明確化と行政の責任の明確化、これについてやはり訴えるべきかというふうにご思っております。また、二元代表制という観点から言いますれば、今回さまざまな問題、一つ一つ挙げていくとこれはまた各論に迫りますので情報の伝達の仕方に今回問題があつたのではないかということをごきちんとして整理をするべきであると。それによつて議会の責任、議会のチェック機能が十分果たされていたのかということでの議会の責任もある意味問われることがあるのではないかということをごきちんとして明確化すべきではないかということをございます。またもう1点ですが、この計画を遂行していくに当たりまちの将来像、これをきちんとするべきであるというご意見も多々出ておりました。私が考えますに各論で迫つての町の将来像というのは、これは各委員個人個人また町民一人一人いろいろな思いがありますので、これについては厳格にはなかなかこの第1章ですることは困難であろうと感じております。そこでまちの将来像の大きな枠、まちの将来像は大きな枠として捉えて町民の安

心、安全をどのように確保するかがこのプランの行き着く先だと考えております。それ以上個別に入っていきますと、どの程度にとどめるかというのは個人の差もあろうかと思いますが、まちの将来像をある程度ここで、このプランの目標として大枠で示すべきではないかということで皆さんと一緒に町側へご提示をしていきたいと、そのように考えて現在の議論のある程度のまとめとさせていただきたいと思います。そこで、今私が述べさせていただきました大きな枠にしますと3点ほど系列でいろんなお話をさせていただきましたが、そのように絞っていききたいと思います。そこからまた、それは違うのではないかというご議論があれば、また改めて皆さんからご議論をいただければと、討論をいただければと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 委員長、今のちょっと確認だけさせてもらいたいのですけれども。先ほどから大淵員から言われている二元代表制のもとに、情報公開のあり方のふみ違いをするとだめだと。そこだけちゃんとはっきり議論をしたほうがいいという話のところなのですけれども、私は大淵委員のいわれていることというのは多分、これまでの財政健全化への取り組みと新たな財政健全化への必要性、ここにやっぱり欠かすことのできない大きな要点なのだとことをいわれているのだと思うのです。こういった二元代表制のもとに情報公開のあり方というものが一つ踏み違えてしまうと、バイオマスの問題もそうでしたね。だから、そういうことがまた繰り返される。繰り返される中ではいくら立派なプランをつくったとしても、これを遂行するに至らないということが多分いわれているのだと私はそう受け取っているのです。だから例えば第1章の中でそういったところがしっかり明確に示された中で財政健全化の必要性を訴えるのであれば、それは大枠の中で、大枠の考え方の本当の基本的な部分で一つの捉え方としては賛成できるものだと、そう考えていますけれども、多分今委員長言われたことは多分そのことだと思うのですけれども、それでいいかどうかの確認だけをさせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） これは先ほどもいわせていただきました二元代表制においては情報の正確さ、これがなければいくら議論をしても結論がよいものになるとは私も考えられません。情報の正確な伝達があつてからこそ、よい結果が得られると私も考えております。その今回のこのプランでも、前回の計画の中でも情報の伝達というのはかなり重要なウエイトを占めておりました。それによって町が謝罪した部分もございました。そういうさまざまな要因、情報伝達のこれまでのトラブルといいますか問題点、その問題点をこれからはなくしていくことが未来像、将来像における町と議会の両輪という役目になっていくのだというふうに理解してございます。そのような観点での情報の公開のあり方というふうに意見を添えさせていただいております。ほかございますでしょうか。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 大枠でいうと大体論議の焦点というのはそこだろうということで、それでいいだろうというふうに思います。ただ、一つどうかと思うのはこの文章の中で財政状況の問題で危機の認識かけたといっているのだけれども、これは財政の面からいっているのですね。危機感とは何のだということになれば、やはり財政を立て直すのにはどこから金が降って沸いてくるわけではないわけで何とか町制の政策の施行に対していろいろ変化を持たせながら生み出していかなければならないという現実があるわけで、そうなってくると先ほども話が出ていましたけれども総合計画の見直しも含めという、そこがなかったら財政だけで考えていてもだめなのです。だから総合計画にも影響し

てきているわけですからその部分の言葉がいらぬのかという感じがするのですけれどもいかがと思いました。

○委員長（小西秀延君） 総合計画については先ほど広地委員からもご指摘がありましたが、第2章の中で（4）になるかと思いますが、2に本プランは白老町総合計画を推進するための財源確保するとともにというような文章が出てまいります。総合計画の見直しをここで決定するという話にはなかなかならないのかと思いますが、そこで第2章のほうで皆さんのご意見を交わしていきたいと思えます。第1章においてはちょっと総合計画云々という話にはここでは出てきておりませんので、第2章のほうでさせていただきたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。

斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 第2章にそういう言葉がありますので、そのところでということであればそれでいいと思えます。

○委員長（小西秀延君） ほかに第1章についてございますでしょうか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ある程度の整理は今まとまった部分でいいと思えます。ただ、若干本当の根底、まちづくりの部分でちょっと論点からずれないと思えますけれども、本来今まで議会の二元代表制とか情報云々については本来は自治基本条例が議会もそうだけれども町側が十分に理解されていれば本来こういう議論にならないはずなのです。そういう前提の上から第1章が整理されてこないと今みたいな議論になるのです。ですからその辺もまちの憲法といっているのですから、その辺をどういうふうに理解した上で町民とともに財政健全化を果たしていくかということの論点も一つ、もしできればこれは大きな問題なのです。そういうことをやっぱりこの中ででも若干触れていただきたいと思えます。各論は議論していますけれども、そこがあれば、全部読むと町の人はいくつかのものにならないのです。だから、そういう部分を町側はもっと自治基本条例を理解して、それに基づいてある程度実践をしてもらわないとまた同じことになると思えます。あそこに大事なことをいっていますから。公開もそうです。協働のまちづくりもそうです。町長がまちに出て町民に政策を訴えましよう、みんな言っているのです。それをしてこなかったからこういう結果になっているのです。だから議会も何ぼ私こだわりますが普通のまちになってこの改訂版をつくるときに、まちに行って町民に説明をし理解をしてもらいどうするかということをしなさいと言ったけれども、とうとうしなかったですね。今もしていません。そういう自治基本条例の精神を考えていただかないと、まずそういう部分はということかということの考え方を整理して今まで皆さんの言っていることに論法的に文書を整理していかないと納得というか、本当のまちの将来を見込んだ財政健全化プランということの精神が伝わってこないと思えます。

○委員長（小西秀延君） 自治基本条例を厳守というような意味も込めて文章の、この第1章の文章にきちんと情報の明確化をすれというような文書を入れろということでございます。ただ、自治基本条例を出す以前の問題かという気もしますが、議会と行政は情報共有がなければ成立しないところでございますので、そこはきちんと本委員会の意思として伝えるような文章的なものになるかと思えますので、まずは整理を一度させていただいて皆さんからそこはまたご意見をいただきたいと思えます。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 前田委員言われた自治基本条例を出していいかどうかというのは私もちょっと思いながら、ただ今議会はチェック機能だと。二元代表制のことからいくと議会はきちんとした情報をもらわなければならないとこれは当然だと思います。ただ協働のまちづくりでこういったことを乗り越えていかなければならないということになると、この情報の共有というのは町民にも、だから自治基本条例だと町民も入るからいいと思うのですけれども、言葉として自治基本条例がいいかどうかというのはあるのですけれども、しっかりとした情報の共有を持つ、協働のまちづくりの原点を忘れないとか、そういった言葉を入れるか、自治基本条例を入れていいのかどうか私ちょっと今その言葉がいいかどうかというのは、なじむかどうかはちょっと考えているのですけれども。議会と行政、これは運営していく立場というか、でも町民がそれを囲んで一緒につくり上げていくという協働なまちを目指しているわけですから、私はその情報の公開というのは町民にもきちんと行き渡るということも必要だというふうに思っています。議会だけ入れてしまうと議会だけなのかというふうなことになってしまうような気がするのですけれどもどうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 当然、行政と議会というのは町民のための機関でございますので町民の情報公開という形も重要というふうに認識で捉えさせていただいて記載をさせていただきたいと思いません。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今皆さんいわれたことはもっともなことだと思います。それで前田委員のお話されたことはもっともだと思うのだけれども、役場の職員が云々というのは私はちょっと、私はやはりそうではなくて自治基本条例にのっとって全体がそうなる。ただ、そこで吉田委員の言っていることはよくわかりますけれども、議会の情報というのは町民の情報と全く私は同じだとは思っておりません。ですから、そこは同列ではなくてやはり議会は果たす役割が議決権を持っていますので、ここで決まったことはそれはもう全部拘束するということになりますので、私はそういう意味で一般論的ではよくわかりますけれども、そこは私は一言言いたいところなものですからすいません。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） もちろんそうです。議会との秘守義務もありまして、議会で議論して出されないこともありますのでそれは十分承知しているのですが、協働のまちづくりと、これは宮脇先生も強調して白老の1番いいところがそれだと言っていますので、議会だけ情報を流せというのではなくて、それを入れるのであれば町民にもきちんと協働のまちづくりの情報の共有、全て議会と同じという意味ではありません。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますでしょうか。12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 本間です。この第1章、第2章の中の毎年度のプランの進捗状況、これは議会に報告してまちのほうも今までプランの町民説明会をやってきました。あそこに参加するとなかなか町民の方もそういうまちが大変だという意識があるかどうかちょっとわからなかったのも、ぜひ今いったように町民もこの情報共有、議会ももちろん、議会への報告があるということは町民にも公表されるので、どっちが先かというのはちょっとあれかもしれないのですけれども、これは住民も7年間負担かけますので、ご迷惑かけますので、その辺はもっと丁寧に、この第1章の中には関係ないと言われればそうかもしれませんが、このまちづくりというか、そういうのは住民が主役なので、ぜひそ

ういうところではいろいろとそういう今言われたようなまちの将来が見えてくるような情報というかプランも含めて、ぜひそういう情報を発信するというようなところを入れるべきかとは思っています。

○委員長（小西秀延君） 先ほど休憩を閉じて委員長としての意見として3点ほど上げさせていただきました。それに、皆さんからまた新たなご意見をいただいておりますが、基本的に皆さんからのご意見をまとめるようにしたいと思います。これはまた小委員会でも検討させていただくことになっておりますので、先ほど述べた大きな3点で一度まとめさせていただければというふうに思います。先ほどの3点でこれ以上ご意見がなければ次に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、論点の1と2を今一緒にやらせていただきました。第1章のその他はなしということで確認をさせていただきましたので、それでは第1章に対する自由討論を終了いたします。

次に、プランの3ページから4ページ、第2章財政健全化に向けた基本方針について、論点は3つであります。最初に論点①地方交付税の財源措置に対する町の統一した考え方についてであります。自由討論があります方はどうぞ。不都合があるようでしたらまた申し出ていただければと思います。第2章です。論点①普通交付税の財源措置に対する町の考え方です。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ①も含めてちょっと私、期間も入ります。ちょっと私の持論ですので多分議論あると思いますけれども。まず（2）の目標を安定して自立できるまちとしての行財政基盤を強化していきますと、こういっています。当然これが（4）の総合計画にいきますけれども、これ本当に私はこの健全化プランでここでいっている自立ができるのかどうかということです。ということは、まずこれを見ても歳入に見合う部分ではなく歳出構造の転換が大きくなっていないのです。これからいいです。それと先ほど斎藤委員からも人口減少出ましたけれども、今は限界集落といわれていますけれどもこれからは限界自治体だということで、人口も減るといふことの視点に置いてまちづくりをすべきだとなっているのです。今みたく言葉は悪いですがけれども企業誘致とか人口はふえるとか、このままいくとかという部分のことは捨てて、もう限界自治体なるのだと、そういう視点にかいてまちをつくれということが言われているのです。まだまだ全国の首長はそこにまで踏み切れていないのです。まだまだ今までのようなことを引きずっていますけれども、やはり私たちはもう白老町は現実の問題ですから、まずそういう部分も含めて歳出の構造の転換を図ってとなっているのかということです。これは交付税も含めてです。そうすると交付税もきますけれども、その主要課題の病院、これも交付税でいろいろ言っています。バイオマス、港湾もそうです。本当に今まで議論されてきていますけれども、大なたが振るわれたかといったら丸つきり振るわれていません。そして第三セクター債を先送り、港湾の平準化、もう一つはこれから議論されますけれどもバイオマスの改革、8時間にしますといいながら財源的に見れば3,000万から4,000万さらなる一般財源の持ち出しになっているのです。ここを含めてこれを本当にここを聞いてほしいのですけれども、この健全化のプランはゼロからのスタートではないのです。ゼロからスタートではないです。これはマイナスからのスタートなのです。そうですね。だから私はマイナスのスタートだからいつに早くゼロにしなければいけないのです。ゼロにしなければ（4）総合計画でもいっていますから読みませんけれども、これはできないのです。そうすると私はそのためにも今前段で言ったように、大なたを振って5年計画に私は期間を短縮すべ

きだと思えます。なぜかといったら、一日でも早くゼロのスタートに立つのです。そして今町民持っている負の心理的なマイナスが抑圧されているものを早く取り除くということです。そして今皆さん議論していますけれども前途に光明見出すまちの姿を示すためにも5年に私はすべきだと思うし、一筋の光明があるようなプランにして、この後ではどういうまちになるのかということもこれからまたこの場で議論されると思えますけれども、まずそのためにも私は計画期間を短くすべきではないかというふうには私は考えました。計画期間を5年間にすべきだと。そして新たな前途の光明を見出すような早く健全化プランにすべきだと私は思います。

○委員長（小西秀延君） どちらかという②のほうに近いご意見かと思うのですが、①のほうは括弧の中にも書いていますが、町は事業によって交付税の財源措置をさまざまな使い方を執行として上げてきていたというのは、主要問題として上げさせていただいております。その部分において統一した考え方にしたほうがいいのではないかというご意見が前段までの本委員会でも出ておりましたので、項目として挙げさせております。各事業としますとちょっとさまざままたそこでの議論になるますので、全体として今後も事業によって交付税措置が書かれてあったり書かれていなかったり、説明があったりなかったりというような形がございました。全事業に合わせて全体でやったほうが統一が持てるだろうということで、第2章のほうにこれを掲げさせていただいております。そのような議論を皆さんにまずここでしていただければと思えますが、それについて討論のお持ちの方はどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今前田委員が言われたことについては、この後また議論の中でちょっといろいろやりたいと思うのですが、一つは大なたを振るうという話が今ありました。どこでどういうふうにするかということが問題なのです。それについては、財政的な基盤として交付税をどう見るかという問題があるわけです。これはビックプロジェクトで9つですか、9つの中の松田委員に言わせれば3兄弟の中の港とやっぱりその病院の問題というのは非常にこの交付税で問題になりました。なぜこういうふうになるかということなのです。それは理論的にそこを使って議論するからなのです。港も病院も。港の場合は交付税で措置されているから町民負担は1年間で5,000万ですという町の考え方なのです。今回の病院の議論は交付税入っているかもしれないけれども4億2,000万円出しているのだという議論なのです。これは全くの矛盾なのです。どちらをとっても今の議論はなくなってしまうのです。何をいいたいかといったら、私的諮問機関で出したその方針というのはこの交付税の問題でいえばどちらをとったとしても理論的な矛盾をおこすのです。理論的な矛盾を。だからここは議会としては非常に大切な一つの政策議論、9つある中のその政策がどうなるかという問題にかかわることなので、やっぱりここはきっちり、私はどちらが正しいとも思いません。ただ、これを使い分けて政策的に誘導するのはだめだという考えなのです。そうすると理論的な矛盾が今度起きてくるのです。両方ともに。今の町のやっている姿勢でいったら矛盾が起きてきてしまうのです。だからここは議会としてきちんと意見を述べたほうがいいのではないかという意見なのです。もう一つ言っておけば、大なたを振るう場合もこのところがきちんとしていないと大なたは私は振るえないのではないかと思います。理論的に。そこがすごく大切な部分だろうと思っております。

○委員長（小西秀延君） 趣旨はそのとおりで、この項目に挙げさせていただきましたがそこをどう考えるか。今回統一をしておいたほうがよいかどうか。その議論を続けてお願いできればと思えます。

13 番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今お話あったとおりなのです。私も財政運営上からいくと交付税を特定財源化したみたいに、ときの理事者が事業遂行するためにあえて特定財源みたいな言い方をする。これをそういうふうに捉えてきた議会も悪いけれども認識不足だったのです。ですから、それによって一般財源少ないのだと錯覚してきた。その辺をやはり全部統一的な整理をしておかないと、今町の財政化プランで始まる前に私や大淵委員も交付税の扱い方を質問して行って財政担当課長はこれからかえますといいながら、出てくる資料はみんな交付税の真水分とかまた病院が入っているのです。だからそういうこと自体がまだまだ職員自体が財政のいろはが余り理解されていないという部分があります。当然我々もそうです。大きく言えば、臨時対策事業債も交付税の裏負担分を出しているけれども起債なのです。あれも全部交付税で入るといっていますけれども、その筋の学者とか、そこにかかわってきている財務省で辞めた人方はもう懸念を持っているのです。絶対入らないと。交付税の今の制度からいけば、それをさもさも裏負担みたいに財源充当しているということで勘違いして人事特例債もふやしてしまっているのです。あれは結果町は戻さなければならないのですから。だからそういう部分で逆に議会側が今言ったことを十分に認識してチェックして行って、私もああいうような財源の使い方をするべきではないと思います。あくまでも一般財源化ということだと思います。なぜかといったら、過去に氏家委員も学校図書の充実を図るために、そういうと文科省は交付税に図書購入費1校当たり何百万円入れていますと、使いなさいと。だけど現実に入っていないわけです。大きく言うと、それはひっくり返してしまうと、では一つの部署でいうと教育委員会に入ってきている普通交付税の額が、では全て使っているかといったら使っていないわけです。みんなプールになりますから。そういう発想からいくと、私はやはり議会もそういうときに都合のいい使い分けはすべきではないと思います。だから普通交付税というのは一般財源だと。だから今病院も大淵委員の話のとおりだし、逆な施設もそのとおりなのです。だからそれをやはり整理をしなければ、私は繰出金は丸々、議会の中でも言っていますけれども操作して病院は黒字になっているだけあって、あれは丸々赤字の補填ですから。あれを抜いたらどうだということをきちんと整理させない我々も悪いのです。広報に私は何回も出せと言っているのだけれどもいまだに今回の広報を見ても出していません。だからそういうことを議会としてきちんと実態をチェックしていかないといけないという考え方を整理する必要は私はあるし、私は交付税で特定財源的な扱いはすべきではないと思っています。

○委員長（小西秀延君） ちょっと一度整理させていただきます。これは交付税を統一させたほうがいいということでこのテーマを与えさせてもらっていますが、交付税をこれからいただく資料等には一切書かないほうがいいというのが前田委員のご意見だというふうに捉えてよろしいですか。

13 番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） そういう質問出てきますから、私が言うのは仮に一般財源総事業費1億ですと、これはこうですね。今まで1億のうち2,000万は交付税ですと。残り8,000万円は財源だと。そうではなくて1億なら1億にして括弧にして、仮にこれは交付税として算定に入っていますとか。そういうふきだけをしてあげばいいのです。あくまで入った措置ではなくてルール算定上はいくらになっていますといえ、あとはこれの6割しか入っていないとか、どうだという判断です。そういう資料としての出し方は、議会に対しての出し方は気配りすべきだけれども、今までのとおりもコンクリートみたく形の財源仕分けはしてはだめだということです。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。私も交付税は一般財源として見るべきで、特定財源としてひもがついていたり色がついていたりするものではないというふうに思っています。ただやはり同僚委員がおっしゃったように資料として出てくる場合は算定された金額が資料として載ってきたほうが望ましいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。大淵委員のほうからのご指摘あったとおり、例えば病院の事業に対しては要は4億2,000万円の赤字ですと。あれには真水の部分の議論はなかったと。ただど港や事業の整備のときには交付税が歳入されるという部分が整理されていないということからスタートしている、この論点だと思ったので、実際にそういう部分がありましたし、結論からいうときちんと交付税の部分はきちんと整理をして議論をすべきだと。統一して整理して議論するべきだという部分で皆さんお話したことと同感です。ただ、その臨時財政対策債の議論も今同僚委員からもありましたけれども、そういったことを含めて財源というのはきちんと明確化してくという、その事業のことをきちんと整理をしていくということで大変だというふうに思います。実際に、ちょっとその特別交付税を全く入れないで事業を見るというのは実質上難しい。地方自治体においては非常に難しいと思うので、そこはただきちんと整理しながらという部分は見直しの基本方針で踏まえていいと思います。

○委員長（小西秀延君） このテーマは皆さんから今4、5人程度しかご議論いただけていませんが、やはり議論の公平性を考えても交付税を特定財源化をこれはできるわけがないというのは皆さんも認識は一緒だと思いますので、きちんと事業によっても公平に交付税はこれぐらい入る算定になっているというふうな議論で、それは参考の資料だというふうな取り扱いで統一してほしいと。事業によって記載したりしなかったり、説明したり説明しなかったりというようなことは避けるべきだと。避けるべきだというよりも、これはするべきではないという形で行政のほうにこの一文を記載したいと思いますが、それを踏まえてまた皆さんからご意見をいただければと思います。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 簡単に言うと、子供を育てて片方は養子で育てたのだけれども片方は自分の子だけれども、だけれども本当は育てれば自分の子なのです。だから、この交付金なしで自治体はやっていけない。100%、3割自治体ですから7割は交付金もらわなかったらやっていけない。これは別に交付金は誰の金でもないまちの金なのです。自治体の金なのです。ですから何も色をつけることもそんなにないし、私は交付税は色つけることもないし、交付税だと特定つけることもないのです。まちの金なのです。生きるための国民の金なのだから。だからあまり交付税をどうのこうの難しく考えない。今言ってきたのは、大淵議員の言っているのは一方では交付税だ、一方では交付税ではないという言い方が間違っているという話であって、私は交付税は私たちのまちの金だと私は思っています。ですからそんな色をつけて区別すべきものではない。3割自治体でありますから。私はそう思うのです。

○委員長（小西秀延君） 大体皆さん見解はご一致されているということで、これはよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは次に論点の②に入りたいと思います。計画期間7年間の妥当性についてであります。自由討論があります方はどうぞ。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私はこのまちの歳入、25年度歳入97億見ているのです。9年後に92億円見ている。この差は4億6,700万円なのです。25年度と9年後の歳入のまちが予算の見方がですね。私はこの9年後に人口が減って行って、それから9年後に町民税、23億が18億になるのです。こういうことを見ると、まちが今9年後に25年度97億が92億見ている。こんなのなんか私は人口減少や町民税の減少からこういう組み方は絶対不可能だと思っています。やはり白老の財政規模60億からすると、75か80億円ぐらいの予算で組み立てなければ私はどんなこのプランをつくっても私は必ず第3回目の財政危機が来るとしています。19年に286億借金があったのです。そしてこの25年度の3月の借金が294億なのです。こういうのを見ても、私は今白老のまちが立て直すには歳入の見直し、要するに予算規模を縮小しなかったら私はまちはやっていけないと思います。ですからこのところをやはり思い切って、大なたを振るというのはこういうところに振っていかないと私はまずこの財政再建いくらあれしても無理だと思っています。それから先ほど前田委員がこの財政計画7年を5年にと言ったのですけれども、私はこれは無理だと思っています。この5年でやるということは町民の事務事業の見直しや町民サービスをもっともっと締めつけなければだめになってしまう。私はそれよりももっと楽に無理しないように、そして町民サービスも少し町民が喜ぶような町民サービスができるようにするには、むしろ10年ぐらいに薄く長くしたほうが私はいいと当初から思っていたのです。まだ言いたいことはあるのだけれども、私はそんなところです。ですから、ここで言いたいのは財政規模、歳入の見直し、これを大なたを振る。ここをやらないと私はこの7年後の財政再建は真っ暗だこう思っています。ですから、大なたを振って仕組みを変える。これは町長の公約とか何とかではなく、まちを上げてやらなければならないことだと、私はこう思っております。

○委員長（小西秀延君） 先ほど第1章のほうで前田委員から目標は5年にしたほうがいいのではないかというご意見、こちらの②でご議論させていただきたいと思うのですが、人口が減るところは一緒なのですが、そこで延ばすか縮めるかという議論で両極端のご意見が出ております。皆さんからもご意見をこれも賜りたいと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。私はこの7年間の妥当性というのはすごくいい加減、いい加減という言い方がどうなのかわからない。ちょっと言葉があるかもしれないけれども。何の信憑性もないような気がするのです。私は前田委員がこれを今5年間と言ったけれども、私は1年でも早くこれが、また今ちょっと松田委員の話とまたちょっとかわってくるのだけれども1年でも早く、港にしてもそうです。時間をかければかけるだけ何のための港なのかということが何か薄れてしまう。どうやって使っていけばいいのかという部分も。港自体を何にしようとしているのかということも薄れてしまう。でき上がったはいいけれども結局ただの釣堀で終わってしまうような、そういう港はたくさんあるのではないですか。だから私はこれは理想論かもしれない。早く仕上げて早くポートセールスをして、しっかりとしたそういった運用の仕方を考えなければいけないという考え方なのです。だから病院にしても本当にこの1年間、先ほども言ったけれども1年間を院長先生の健全化計画だけを見てどうのこうのというまちのやり方というのは余りにも無責任過ぎると。町の考え方をきちんと示しながらやっていかなければならないと思っているから、この7年間という話の中ではその信憑性がないと。そういうふうに考えると、松田委員の言うことも確かにわかる。でもこれは全体的で物事を

ここで議論をきちんと考えて議論しておかないと、ここで議論しないとこの7年間の妥当性というのがすごく大事になってくると思うのでいろいろな方々の私は議論を聞きたいと思っています。自分はやはり1年でも早くこの健全化計画を遂行して、そしていろいろなセールスができて支出を抑えるだけではなくて収入もそこで確保できるようなまちづくりにしていかなければ人口も減っていく中で何の収入源もないようなまちでは私はだめだと思うのです。だから、そういった面では5年がいいのか、3年がいいのか、わからないけれども1年でも早くこの健全化計画を遂行できるような形を取るべきだろうと、そう考えます。具体的な何年とかというのがちょっと言えないのが辛いだけでも、全体的にはそういう考え方をしています。

○委員長（氏家裕治君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。この問題はやはり私は1番絡んでいるのは人口だと思うのです。では大なたを振って人口減らないのかということなのです。私が思うのは。これはまちの将来やはりここにかかっていると思うのです。私1番目にいおうと思ったのは、まちづくりの問題で安全、安心という話ありましたけれども、ふやすのは無理だったら私もわかります。だけど、これ以上加速度的に人口減っていったら今の予算規模なんていうのはまちが動かなくなります。私は80億もまずいのではないかと考えています。はっきり言って。ですから、人口が減らない方策を考えながらやらないと私はまちはなくなってしまわないか。大なたを振るうというのは、松田委員の大なたと前田委員の大なたは大分違う大なたみたく聞こえたのだけれども、私はやはりそこは人口の問題だと思うのです。これで大なたを振って人がいなくなったら私はどうになってしまうのかと思うのです。今だって周りからどんどん私の周りの人がどんどん出ていっているのです。両隣も。立派な家が空き家です。私はここら辺本気になってやらないとかなりまずいのではないかと考えています。ですから、ある意味私は心情的にと言ったら怒られてしまうけれども、松田委員が言っているように一定の町民が恩恵を受けるようなことを考えながら町政運営しないと財政がよくなったときに人がいなかったとまらないのかという不安はものすごくあります。これは感情論でもなくて本当にあるのです。周りを見たらみんなそうなのです。きっと字白老が人がいなくなるのではないかと。社台がこれで小学校なくなる。保育所はみんななくなっていく。学校なくなっていく。そうしたらどうなりますかとなるのではないかと思うのです。それが率直な今の感情、気持ちなのです。

○委員長（小西秀延君） まだご議論は続くと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

第2章の②の自由討論からでございます。討論をお持ちの方はどうぞ。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。7カ年の妥当性についてということで、基本としては同僚委員の意見と共通していて、共通はしているのですけれども結論からいうと7年間で妥当だと思っています。ではこれは具体的にどこが削減できるかとか、どこをどうすれば短縮できるかという議論ができていないと思うのですこの中で。だから過去の話しでまたそうなった議論が出てくるかもしれないけれども、この第2章においては私はこれで妥当だと思っています。というのは具体的なプラン（案）の中の23ページに具体的な取り組み方策の実施による効果額とあります。この効果額の実態

を見るとこのプランの効果額で23億といわれていますがこの効果額の大部分は人件費の縮減と第三セクター債の繰り延べなのです。これを計算したらこの二つだけで3分の2なのです。年度によって違うのですけれども。つまり、ではどこで大なたを振るうのかという議論もありましたけれども、とりあえずこのプランの今つくり方の中でいえば、3分の2をここでもうこれ以上の町職員の人件費にまでメスを入れるのは私は難しいと思います。それで、三セクの繰り延べももうこれで今進んでいて、この議論で来年度のこれはプランですから、ここをいじるのは非常に困難だと思います。そうやってきたら残り3分の1の議論なのです。ですのでこの中でちょっとそこまで踏み込むのは非常に困難だと思います。では短くするのは困難だとでは長くすればいいかという、その部分町民に対しての負担も軽減されます。事業も一定できるようになります。ただ、現段階においてこれを長くすることによる負担増だとかそういった部分もあるので、その部分についても慎重に考えるべきだと思います。7年これが8年がいいかとかそういうことではなく、とりあえずこのプランのつくり方の範囲の中でいえば、この7年ということでは十分に効果額が得られるというふうに判断するのでこれでいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 斎藤です。その7年間という根拠私もわかりません。だから7年がいいのか何年がいいのかはいえないのですけれども、ただ多分あと3、4年したら返済のピークが超えて、そして32年ぐらいで大体黒字になっていくだろうからというそういう話だったと思います。ただ返済のピークが超えて黒字になったから一般会計黒字になったからそれでいいのだというような、そんなものではないような気がするのです。このプランの中にその時期、その時期の社会情勢だとかそういう変化、先ほどから話されているそういうものがきちんと読み込まれていないという、そういう改革プランに対して今まで何回も繰り返してやってきたその不信感というのが根底にあるわけですから。だから、この7年間で終わるだろうというふうには思いません。全くもっと条件が悪くなっていくのではないかという気もするわけです。そうすると7年がいいか、それよりも後へ延ばしたほうがいいのか、その思いがすごく強いものですから、一応は7年にしておいてもそれ以上にもっと長くしてもいいというふうにも考えています。ただ問題なのは3年間でその計画を見直していくという、そういうふうに書かれているのですけれども、3年間たってみたら全然また条件が違っていたということが繰り返されるのではないかと。今までどおりのプランどおりになってしまっただけで気がついてみたらだめだったという、そういうふうにはならないように、これを2年ごとに見直していくぐらいの管理体制があつていいのではないかと。本当に毎年毎年その状況を点検はしていくとはいっていますけれども、計画の見直しを2年間ごとに行っていったらそのぐらいの、そこに全力を集中するぐらいの今状況があるのではないかと。ですからこの部分で3年間というのは、3年見直しというのは今までどおりだという気がするものですから、ここら辺もう少し考えてみる必要があるのではないかと私は思っているのですが。

以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますでしょうか。5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 先ほどから大なたというのは何だろうというお話しが再三あるのですが、私は大なたというのは先ほど言った予算の歳入9年後に97億から92億円になります。私はそれでも恐らく成り立たないから80億ぐらいに財政規模からしてしたほうがいいのかと。そうすると職員の数

もぐっと減ってくるし、もう一つは私は今役場の中で部署がすごく多いと思うのです。確か300人ぐらいの職員数のときも課長が16、17人のはずです。16、17人だと思えます。ところが今240人になって財政がこれだけ厳しくても部署というか、課というのか、何何課とかという役場の、17人、18人ぐらい課長がいますね。その課があつて。今書類がないからわからないのだけれども。そういうものをぐっと思い切って、夕張も二百何十人いたのが今確か110人ぐらいでやっているのです。夕張の市が。そういうふうにはやはりそのところを財政規模を縮小すれば、その辺をぐんと固める大なたをということも私の言っている大なたというのはその辺も入っています。それから大きいことなのだけれども細かくいうと、港湾の静穏度のこれからまだ離岸堤せり出していく、あれをどんとやめるとか。それから私19年度のときも随分強く言ったのですが第2浄水場、これも今白老の浄水場は1万300で、実際使っているのが今5,000立方ぐらいですね。ですから第2浄水場もどんととめるべきだと。これはもうずっと言ってきたことですね。ですから大なたを切るというのは今言ったそういうことなのです。私の思っている大なたというのは。町長の大なたはどうか知らないです。

○委員長（小西秀延君） 松田委員、部署についてはまた組織のところ、人件費のところでもまた組織論がありますのでまたそちらで。ほか、ございますでしょうか。

14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 14番です。ここでいう7年間の計画がどうかということなのですけれども、第1章のところでも私もちょっと少しでも短く短縮できないのかと。するべきだというような趣旨の発言をしたのですけれども、同僚委員の中からも逆に長く、負担を減らしてとすれば10年間ぐらいでもいいではないかと、こんな意見もありましたね。そういうお話をしましたけれども、この計画を見てよく考えると今まちが示した7年間で妥当かと。ただこの7年が妥当かどうかというのは、これも実際にやってみていかないとわからないことなのだけれども。同僚委員もお話しているように進行の過程での変化というのは今回の1次のプランでもわかるように大きくかわる可能性があるわけですから、できれば、できればというか3年見直しをやはり2年ごとにきちんと見直しを進めていくと。こういうことが大事だろうというふうで考えるので、プランの7年間というのはこれでいいのではないかと。もう少し町民の負担を軽くすべきだとすれば10年にはなるのだろうけれども、なかなかそういうことにはならないだろうという思いで7年間ということでも妥当だろうというふうで考えます。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますでしょうか13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は5年と言っていましたけれどもこだわっているわけではございません。議論した中でそういう方向性です。ただ、私は今7年間言っているのですけれども、先ほど私言ったように、ではどういう財政が23億円が劣ってその後どういうまちづくりをするか。だけどそのときに財源が何もないのです。この7年間も全てずっとゼロです。7年後にどういう事業やりたい、こういうまちをつくるからこういう財調を積立てるとというのが何もないのです。だから私が言ったのは、これはゼロからスタートではないのです。マイナスからゼロにするだけなのです。そこをもうちょっと私は議論していただきたいと思うことなのです。それで32億円消すだけです。そしてこの間議論したけれども、このつくり方は本来は皆さん誰だって思っていると思います。毎年5,000万浮く、2,000万組んで7年後に何億貯まりますと。だけど町当局はそういう言い方をしていないでしょう。本来はそうだけれども、第三セクターを国から金を借りるからゼロにしなればだめだという言い方なのです。本質がずれているのです。私はそういう部分は議員としてそれは許されるかどうかという

ことです。まちをつくるため7年後どういうものがあるかといったら、3億でも4億でも積んでそのときに1番優先するこの事業にお金をかけますとかそれは何もないのです。マイナスからゼロにするだけでいいですか。まちづくりは、7年であれば7年後にそういうものが出るのならいいのだけれども、何もないでしょう。この表を見てください。23億消すだけです。そのあげくにバイオマス7年間で2億3,500万円オーバーです。ゼロではなくて。病院もこれから病院でやりますけれども、26年度1億1,000万、財調出していませんけれども27年から2,500万円またオーバーするのです。これを6年やったら1億3,000万円ふえるのです。港だってそうです。結論は言いませんけれども。同僚から聞いています。病院も起債を入れたら4億5,400万円です。今港を使うか使わないという議論をしているときに。そういうことが、個々のことはこれから議論しますけれども、トータル的に7年間のときに何も金が動かないで23億をただゼロになるだけの話のプランでいいのでしょうか。7年間で。7年なら7年でいいのです。その中身の問題です。その表のことはどこでまたやるのかわかりませんが、そこをやはりもっとまちづくりの観点から考えないとだめだと思います。先ほど松田委員が例えて言ったけれども一般家庭ではそうです。では7年間ずっとゼロにして、7年間辛抱してゼロで中古の車も買えない、何もできないということです。これを7年後に子供の教育をするためにこれだけの学資資金を辛抱して積みましようとか、何かないとこれは何なのか。町民は夢も希望もないです。そういうところを私はぜひ議論すべきだと私は思うのですけれどもいかがでしょう。7年は7年でいいのだけれども、その中身の問題を議論すべきではないかと私思います。

○委員長（小西秀延君） 9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 9番、吉谷です。今の前田委員の意見なのですが、町側からの説明の中でその中身というか、ここに記載している部分のゼロの理由というのを確か答弁述べられていたというふうに思います。確かそれは三セク債を延長するためにこの収支の状況、それによってどんどん財調を積んでいっているような状況であるとやはりこれから出していく上で、ちょっとその辺は理由づけに無理があるという答弁をいただいていたので、その部分は私は理解してなっていると思います。その中で答弁の中では現状延長型でも32年には収支がゼロになるというか、黒字化していくというお話をいただいていたので、その中でこのプランを進めていく中で出てきたお金については財調に積んでいくというふうな説明を受けていたと思うので、そのところは私は理解できるというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ですから第三セクターを延ばすだけです。それは財政のためなのです。やりくりです。町民のために、では何かと見えていないのです。このプラン。だから私言うのです。ゼロにするということは一つの方策でもあるからそれは否定しませんけれども、その上に立ってゼロからなのだけれども7年後どういうことなのかということの、松田委員が先ほど第1章でいった議論にくるのです。帰結するのです。今回僚委員が言ったように、第三セク債借りるからゼロでいいのだと、それは便法なる手法だけの話なのです。それはなぜかといったら過去の財政の失敗をまた引き延ばしてきているだけです。それだけまた町民に負担をかけるだけです。本来は整理されていなければいけないのです。だからそれは第三セク債のところに入ったときにまた議論しなければいけないけれども。10年なら10年戻して、どうするかという議論はまたやりますけれども、トータル的にいったときに私言っているのは議事的な話ではなくて、ゼロでいって7年後に23億円戻して何もないと、

ではこれからこういうまちをつくるときにまたお金ないのでということでもいいのですかと言っているのです。そういうプランでいいですかと私は言っているのです。今まで町民にしわ寄せしておいて、また第三セクター引き延ばしてやるからこれでいいのだという話にならないと思います。第三セクターのときにここにいる議員さん方は、その前に19年にいた議員さん方には中には第三セクター債やめなさいということであったのです。ただそれは国のいう示めす指標が高くなるからただけの話で、本来は何も繰り出ししていたら問題なかったのです。連結決算は出るかわかりませんが、一体の財政の中では。だからそういうことをもっと議論していかないと、また同じことになっています。前回のプランと同じで。私が言っているのは飛躍しているのかどうかわかりませんが、私はそう思います。そういう議論も議会では必要ではないかということは提言というか、だけはしておきます。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君） 11番、山田です。この特別委員会が立ち上がったときのスケジュールをきのう再度確認したのですけれども、このプランが出てくるのはものすごく短期間でつくられていたと思うのです。それで、その短期間でつくられた理由の一つに、三セク債の繰り延べのために財政健全化プランを提出しなければいけなかったということがあったからだというふうに認識しているのですが、そのために今吉谷委員もおっしゃったようにゼロの財政プランをつくらざるを得なかったため、この財政健全化プランだというふうに私は思っているのですけれども、ですから（5）のところに財政健全化プランの見直しが28年度決算の見込みに基づいて見直すということが書かれているのは、大なたをこの1、2年の間に、どのような大なたを振るかはわかりませんが振って、財調も積まなければおかしいですから財調を積むようなプランをもう一度は出すべきだと私は思っているのです。このプランのほかに。なので、なのでというのは変ですけれども、このプランの7年というのが妥当か妥当ではないかといわれると、確かに妥当ではないのですけれども、このプランをつくった根本的な目的が三セク債の繰り延べということを考えると、このプラン上の7年は妥当かと思っています。ちょっと変かもしれないですけれども。要するにもう1回見直したものを出すべきというふうには思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。理論的に言えば前田委員の言っていることが私は正しいと思います。今言われたように、そのためにつくった改革プランだったら全く私は意味がなくなってしまうと。第三セクター債を借りるためにこの計画をつくったということではないでしょう。そういうふうになったら、今議論していることは一体何なのかということになってしまうわけだから、そんなことにはなりません。ならないと私は思います。それでこれをよく私が精査すると非常に答弁の中にありましたように財政調整基金なり何なりに、前田委員はきっとそういうことをわかって言っているのだと思うのだけれども、積めるような仕掛けになっているのです。計画そのものが。計画そのものがそういうことになっているのです。例えば予備費にしても、それから扶助費にしても、扶助費だって1番今まで多い金額で組んでいるでしょう。歳入は全部最小で組んでいるのです。平均で組んでいるのではないのです。本来今までの計画というのは全部歳入は平均で伸び率掛けて組んでいるのです。今回違いますから。1番最低で組んでいるのです。扶助費は今まで平均に伸び率を掛けて扶助費を全部組んでいたのに、今最高組んでいるでしょう。1番多い金額組んでいる。予備費に至っては今まで

500万から700万なのが4,500万も組んでいるとか、そういうものを見たときにも、こういうことを言ったらどんなことになるかよくわからないのだけれども、前田委員はそのことをわかって言っているのだと思うのだけれども、現実的にそういう形で組んでいるのです。本当に三セク債がプラスになったら借りられないのかどうなのかも私はよくわからないけれども、そういうことを事実としてはあるというふうに認識しながらやるしかないのかというのが一つ。それを正確にして三セク債が、例えば15年というのが、いいか悪いか別にして、借りられなくなったということになればまたこれはちょっと面倒くさいことになりますから。そこら辺をどういうふうに考えるかということは議会としては一つあると思います。結果として国に出していくものがどうなのかということであれば、これで議論で減らしてもいいというのだったら私はそういうことはいくらでも言いたいと思うのです。今言ったようなことを。もう一つはそのことによって、大なたの話がよく、大なたを振るうか振るわないかという話が出ますけれども、それは振るうのは構わないのだけれども、問題は誰のために振るうのかということなのです。財政のために振るうのではないでしょう。私は今町民が1番望んでいるのは何かといたら人口減らないことではないかと思うのです。減らないというわけにはいかないから、減る量をどれだけとどめるかと。このことが私は非常に今政策的には大切な部分ではないかというふうに私は考えているのだけれども、そういうことでいえばやはり今本当にまちの将来が見えるような形が必要だと。そのためには前田委員が言ったように、財政の見通し含めてどこまで我々が抑えられるかというあたりはかなり大切なところではないのかというふうに私は思っております。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。今の大淵議員の意見に基本的に共通するものがあると思いつながり話をしたいと思つています。まず、このつくり方、プランの一般会計の収支の見通しがゼロになってしまつてはまちの将来に対しての見えてこないという部分は、これはこの面だけ取り上げれば事実だと思つています。ただ今大淵委員のほうから指摘あつたとおり予備費、その他で、ちょっとこれは余りここで議論しないほうがいいのかと思うのですけれども、ただきちんとこの健全化プランを進めることによって余剰ができる余地は十分にある計画だというふうに、これは議場でも明らかになっている範囲です。ですよね。であれば、私は今回つくり方としては同僚委員からもあつたとおり、さまざま関係機関に提出する部分も考慮にも入れる必要があるのです。まずつくり方としてはこれで私は進めてもいいと思つています。ただし、このプランがある程度一定の余剰を生んだり、財政が一定固定した場合にこの余剰部分をまちの将来に向けたきちんと展望を示すための施策に使つてほしいと、そういったことは議会の意思として伝えてもいいのかと。今ここで出せというのは私は酷だと思つています。ただ出る余地が十分にあるので、出たらやはりきちんとそのまちの将来に向けた展望を示すべきだというのは私は同僚委員の意見を聞きながら感じたところです。あと計画年度の7年間の妥当性について議論進めてきました。恐らくまとめが大変だと思つています。長いほうがいいのかという人もいれば、短いほうがいいのかという議員もいるという部分でどうまとめるかというのを考えたのですけれども、私は先ほどからお話ししたとおり7年間で妥当だと思つています。というのは今その平成28年、29年をピークにして公債費の償還をそのピークになるという部分を乗り切るという部分からもまた余りずると先延ばしにしないという観点からも7年間で妥当だと思つているからです。ただし人口減少や産業の活性化や町民負担、そこには十分に配慮しながら1年でも早く計画終了目指して、この財政規律に取り組んでいくべき、そういった部分が打ち出されてもいいのかというふうに思つています。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 今いろんな議論を伺ってしまして健全化プランの中の資料編の中に対策後の収支ということで7年間のものが示されています。32年度にはプラスに変更していきだろうということで、その間を町民に負担を願いながらやっていくということの、この計画だというふうに私は捉えていました。そういった面も含めてまちの将来像が見えないと先ほども私申し上げたのですが、やはりそれには財源の裏打ちがなければだめだというふうに私も捉えていますけれども、先ほど大淵員から扶助費もふえているという、これは消費税の関係もあると思うのです。消費税というのはやはり扶助費のほうにかなりのものが振り分けられていくのだろうというふうに思っています。こういう町の健全化をつくったときに国の動向というのはかなり影響すると私も捉えておりました。そういった中で7年間がいいかどうかという、先ほど氏家委員は少し短くと、私もそういう考えなのですけれども、ずっと今まで議論を聞いていて短いか長いかというのはそれぞれ意見がありますし、私は大なたを振るうということが町民も負担を強いられているということが1番原点に私はあります。だから歳出それから歳入、歳入はもうこれは国の方向性で決まってくるのでどうしようもないところがあると思うのです。歳入をどう振るうかだと思うのですけれども、きちんと町民を守れる最低限守れるものをきちんと守っていくこと、それを議会できちんと意見をまとめて提出しなければならないというふうに考えていますけれども、③にいったら怒られますけれども、毎年度のプランの進捗情報の公表と議会の報告というのがありますね。ですからこの7年なら7年というふうに向こうはいろんなものを統計を取って出してきていますし、もちろん地方交付税だとか譲与税だとか、すごい不安な数字見ていると本当にこうなるのという不安はすごくあるのです。ですから消費税の関係もありますし今後この1年毎年出されるプランをしっかりと見て、議会としてこの1年がどうなったのか、こんなことはできないのかとか、こういうふうで大なたを振るうべきではないのかとか、またさらに意見を述べていけるというふうに私は捉えますので、計画7年それ以上に短くできるような努力をしてもらいたい。それは町民の負担それから人口減に歯どめをとめるという意味で、そういう考えです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 先ほどの財源の手当の関係、財調関係、同僚委員から2人話がありましたけれども、私も町の説明、今の話でわかりますけれども、ただそれが内部の論理での理解しかないので。本来は数字というのは物語るのです。事実を。そうであれば、それだけの余裕があるということは、その中から将来のまちづくりのためにこれだけの積み立てを持ちたいのだと、そういうものがなければこれは町民に説明できないのです。今の論理でこれを持っていても我々が説明しても誰も逆に批判されるだけです。内部の論理なら私もわかります。だけれども数字というものはある程度の論理をもって積み立てていかないと説得力というか、客観性の真実性が出てこないのです。あくまでもゼロはゼロなのです。そうですね。これを延ばして32年以降も引き継いでいくけれども、では32年以降のものは何もないわけです。そのときの財源手当はわからないわけです。また厳しくなってまた始まるかもわかりません。先ほど議論されていますけれども。そういうことを我々は整理をしておかなくていいのですかということです。ファジーで私もわかります。それは町側と。だけど性悪説に立てば町側はそういう形でいけば、もし今まで議論されている歳入厳しくてそれが出なかったと、私たちは何もゼロにしておきましたと、ぎりぎりゼロになりましたと、これで弁解できるのです。それ

を許す、許すという言葉はおかしいですね。財政規律上そういうことがいいのですかと私言っているのです。やはり客観的に数字を見て議論していかないと、ファジーで議論していったら最後にはどうなるかということです。前回と同じです。前回も起債をこれだけ減らしますという、今やったら私は記憶があれだけでも32億ぐらいオーバーしてしまっているのです。何も議会はチェックしなかったわけでしょう。質問はしていったけれども。結果こうなったのです。だから数字というのは、出てもそれぐらいになってしまうのだから、私は何も議論してそうすれと言っただけではいるけれども、ここで固持しているわけではないけれども、そういう観点から踏まえていかないと議会としての論点をしなければいけないのではないのですかと私は言っているのです。内部の論理は私はそれはわかります。私もそのほうが議会もそれを認めれば私も町側にいたら町の職員も楽です。理事者も初め。悪いけれども努力をしなくてもいいのですから。私はそういうことでもいいのかと思うのです。それが議会でのいいのならしいです。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） なぜ今の議論が町との質疑の中で前田委員はきちんとやられなかったのですか。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私はそれは言っています。間違いなく残っています。担当課長に言いました。なぜそういうことをしないのですかと私は言いました。それは言いました。間違いありません。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） ここでそんな議論してもしょうがないからこれはこれでやめますけれども、私もゼロもおかしい。財調ゼロというのはおかしいと何度も何度も何度も何度も言っています。ただ私は本当に今議会がやることは何かといたら、その質疑の中でそれをかえられるだけの論拠を議会側が持たなかったということです。私はそう思います。だから向こうは変えないというか、それが答弁につまんでできないとか、そういうことにはなっていないでしょう。私はそんな認識は全然ないです。だから第三セクター債に対してそういうことがあるということに対して議会側の意見が鈍ったということは確かです私も含めて。それはもう本当にそうだと思うのです。もしそのことを打ち破るのであれば、あそこの中で矛盾がきちんと出るような形で町側にきちんと追求しないと、ここで議論というのは理事者がいないわけだから私はちょっとそこは何か議会側としてはすごく弱かったのではないかと思うのだけれども。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は今の大淵委員のそういう意見出ると思わなかった。この中はこれまで、そこまでやらないで町に事実関係を聞いてそれまでといったのではないですか。そしてこの中で議会の議論の中で議論という話になったから私は追及しませんでした。私は認識しています。みんなそうだと思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） ここでそんな議論しようとは思わないのです。ただ私が言っているのはどういうことかということ、質疑ですから。何ぼやってもそれは構わないのではないですか。質疑は。その質疑をやらないで議会側だけで、ではゼロと財調がないのがおかしいと。それはおかしいのは質疑の中で徹底して、なぜそれがいいのかということが最後までやはりやられぬと。ここで結論出す

ときに皆さんがそうやって言ったらゼロと財調がないというのはおかしいというふうにはならないでしょう。町側がこの前の議論の中で現実的につまっていないのです。議会との関係が。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今回の議論を私は固執するわけではないけれども、私はそういうふうに理解したし、だからそこまで求めることはないと言いました。質疑だって。だから私は今まで言った質問をそこでおさえておいて、きょうでは議会としてどうですかということ私を提起しているのです。そうでなかったらやりました。それは皆さんに聞いてみてください。

○委員長（小西秀延君） ちょっと一度すいません。ここで整理をさせてください。ここでの主題はこの7年間、計画年度の7年間ですね。7年間が妥当であるかどうかであるか。三セク債もそこで絡んできます。その中での意見のやりとりもあるでしょうが、そこに余り全質疑の内容まで戻りますとちょっと話が戻ってしまいますので、ここはちょっと一度議論を前向きに戻したいと思います。そこで皆さんから数多くのご意見が出ました。ここで一つ委員長個人として私も意見を少し述べさせていただきますが、この7年間の妥当性というところで短くすればいいという方もいらっしゃいますし、長くすれば町民負担も少なくできるというご意見も出ています。また前田委員からも短くして財調を積み立てればというご意見も出ていますが、反対に財調に積み立てるお金をプラン上に入れますと、本来であれば私は長くならないとおかしいのかと思います。歳入が厳しいわけなのですから、それは少しちょっと議論が違うのかという気もして聞いておりました。ただこの気持ち的には短くしてあげたい、これはプランの中は町民負担を与えるということですから、実際の中身は。それは誰でも議員であれば短くしてあげたいのは当然だと思いますが、ただ前回の計画も見直ししてそれを期間の中で緩めたことでプランがなかなか改良していったということもございます。それはきちんと議会として私は反省をすべきだと思いますし、期間の短くするまた条件を緩和する等というのはやはりきちんと議会としての責任を持って考えるべきだと私は認識をしております。ここにきて7年を5年、3年にするというのはなかなかしてあげたいけれども条件を考えれば厳しいことが今後推定もされております。ただ毎年毎年のプランの中で余剰金額も想定されるとありますが、そのプランの1番最後には大きな修繕また改善点、そういうものはプランには含まれていないときちんと明記されております。そういうところのお金もかかってくるのもこれは7年間もあれば、当然のこの予算化が推定もされます。そういう面で短くするというのはなるべく私は議会としては慎重を期すべきであるというふうに考えておる一人でございます。引き続きまだ議論があれば、皆さまからもご意見をいただきたいと思っております。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。今ちょっとこのプランのつくり方、収支の見通しのつくり方という議論があったのですけれども、これは別に個人議員に対しての責任云々の問題ではなくて、議会の責任としてそういう議論があまり充実していなかったのではないかという部分を大淵委員は指摘されたと思われましたので、そこは私も含めて議会の責任としてその議論の深め方という考え方で私は聞いていました。それで今前田委員のほうからも指摘があったとおり、この財政の収支見通しがゼロになっているという部分をどう見るかです。これは確かに前田委員のおっしゃるとおりで、要は余裕を持ってちょっとうまくいなくても、例えば歳出が削減しきれなくても結果的に収支はゼロになりましたという、その財政規律の緩みを生むような捉え方がやはりよくないと思います。そうではなく

て、きちんと特に歳入の部分もちろん大事なのですけれども歳入、歳出はきちんとこの数字をもって管理をして少しでも余剰を今委員長がまとめられたようなさまざまな対応、その修繕等の対応、もしくはまちの将来に向けたさまざまな展望に資するような諸施策、そういった部分に反映していくべきということで、恐らくこの歳出、歳入については詳しく中身が書いてあります。ですのでここをきちんと議会としてチェックを果たしながら、余剰が生まれたときはまちの将来に向けた展望を示すべきということでまとめるということで、今前田委員が危惧されていたその財政規律の緩みという部分については一定担保できるのかと思いますので、私はこの7年間の中でこういったような話でいいのではないかというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） このプランを短くするなら何も今やることなかったのです。まだ3年あるのだから。健全化プランが28年まであります。それが立ち行かなくなったからこの再建プランをまた作り直した。私は19年からずっとブレーキの踏みっぱなしだったのです。ブレーキを踏みっぱなし。そしてブレーキの踏みっぱなしでも今またこの第2の財政危機がきた。この10年間で、この7年間で、7年間というよりこの近年10年間で白老の全体の企業、働く場所が20カ所ほどなくなっている。そこに人口減少があって、私は人口の上向きは今後あり得ないと思っています。今の白老の財政事情から。ですから人口減少の上に財政再建プランをつくっていかねば私はならない。それから第三セクターの話なのですが、私は第三セクターをやればまちの細やかな町民サービスがなくなるから絶対やめれと、こうって私は反対したのです。反対したのは2人でしたね。坂下と私と。ですから私はこの第三セクター債は絶対こうなると思って、私は予言をきちんと議会でしています。絶対だめになりますと。ですからやはりもうブレーキをずっとかけてきて、今まだサイドブレーキをかけるのです。もう一度。ですから私は今まちは、その7年ぐらいのこの財政再建ではブレーキを少しやはりアクセルも必要なのです。このまちというのは、アクセルをかけるのには、絶対にだから7年では無理だと。むしろ長く広くやるためには、やはりアクセルを踏むためには、だからこの7年は無理だと私は言った。だからもうちょっと、むしろ長くしたほうが私はいいのではないのかと。こんな私の考え方です。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。先ほどの私の発言を誤解されてとられたかと思ったのでもう一度整理して言いたいのですけれども。このままの状況でいけば26年度に1億7,200万足りなくなると27年度に3億4,500万足りなくなるということが新財政プログラムとの乖離から出てきたわけですから、そこの財源を出すために、削減するために歳出削減を一所懸命やっているという認識なのです。それで先ほどの財調がゼロになっているプランを立てざるを得なかった理由は説明されたようにお願いする上で黒字を出すのに疑問があるという答弁いただきましたけれども、そのとおりそうだと思うのですが、やはり前田委員がおっしゃるようにまちづくりを考えると財調を積まないというのはおかしいことですから、この見直しのとときにやはり見直す方法をきちんともう一度考えてほしい。先ほども言いましたが見直しするときに財調のこともきちんと含めた上のプランを考えてほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） いろんな意見が皆さまから出されました。先ほど個人的な意見も申し述べさせていただきましたが、短くしたほうがよろしいのではないかといったご意見で前田委員からも短

くすることにこだわることではないというご意見も先ほどいただきました。そして、反対に7年ではないのではないかと。また、もしくは7年以上これはかかるのではないかという意見の方がかなり多いようにご理解をさせていただいております。ただ、これを延長させるというまた根本的な、数字的な根拠というのはなかなかこれはこうしたら何年になるというのは議会としてはなかなか数字的なものは出せませんので、言いつらい部分があると思います。7年間というものが今提示されておりますので、7年間はとりあえずこの7年間です。プランとして考えていくべきには毎年、状況によってはこれは見直しするというのも出てございます。7年間で無理なら見直ししてプランを延ばすということも計画の中には許容としてされているのかという理解もできる文面になってございます。7年間以上かかる材料が今後出てくるのであれば、7年以上のプランも考えられるべきではないかということで、とりあえずは、とりあえずという言い方はよくございませんが、7年間で進み、それ以上の歳入の減少、歳出の削減が思うようにいかない場合はプランの延長も考えるべきであるというような附則もつけて委員会の意見にしてはどうかということでございます。私の意見、私の意見というか、委員長のお考えとしてはそうですが、それに対してまだこういうことをもっと別に考えたほうがいい、またつけ足したほうがいいというようなご意見があれば、またここから改めてお伺いをしたいと思います。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） どんな立派な意見をつけても、ここしばらく白老町の行政運営は果たされていません。どんな立派な意見、どんな厳しい意見をしても果たされていません。大事なことは、ここで議論された町民のために、それからまちが生きるために、この提言をきちんと行政が受け入れるかどうか。そんな簡単な言葉では今まで受け入れていません。もうちょっと厳しくやはりこの議会として厳しい意見を述べながら、ですから責任問題を先に言っていたのですけれども。要は、このこれだけ議論した意見が行政がきちんと両輪というのであれば、50%ぐらいこんな意見を取り入れた計画プランの計画のつくり直し、そのぐらいしなければ何の意味もありません。私はそう思っています。そこを強くしていただきたい。

○委員長（小西秀延君） 計画のつくり直しというのは、全体をとということでしょうか。

松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 全体と、そうしたからまちがきちんと生き延びる、町民が納得するような、先ほど言ったブレーキばかりではなくアクセルも踏みながらの町民が納得するような、それから今この議会の出ている意見をきちんと全てとは言いません。反映されるようなそのあれにさせていただきたいと言っているのです。

○委員長（小西秀延君） 意見全体を申し述べるときに厳しく行政のほうにつけ加えるということですね。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。先ほど前田議員が言われた部分については本当に突っ込んだ議論するのだったらそのことをきちんとしないとだめです。収支バランスゼロ、財調ゼロということはあり得ないことなのです。計画の中ではあり得ないのです。私は本当にそう思っています。今だって。ですから今までの経過は別にして、それが是か非かということであれば私は非です。おかしいと思います。そんな計画なんてないのです。それを今これをやっつけていいのかどうかというのはちょっとあるから、私は余り言わなかったけれども。計画でそんな計画なんてあり得ないのです。一つは。

ここまで言ったから、例えば三セク債借りるために出すのだったら計画書をつくって出せばいいのです。国がいいといえいいのだから。私は本当にそう思う。そうでなかったら計画として考えたらゼロだとか、そんなことがあり得ないのです。だからそのところは一つ私は議論がきちんと必要だというふうに思える部分の一つ。もう一つ、皆さん言っているように人口が減るということで計画をつくらなくてはならない。もちろんそのとおりだと思います。ただそれを人口問題研究所が言っているより3人でも5人でも10人でも減らさないようにできるような、そういうことがこの計画の中でつけれないと、まちの将来がなくなるのではないかと。町民負担が内容になっていると、確かにそうなのだけれども、私はやはりそこら辺が一つ引っかかっているところなのです。減るのはもう仕方がないし、負担がそう言ったら減ると。そうしたらこれから一体まちは我々はどういうまちをつくるのかという議論ができなくなってしまうのではないかとというふうに思ってしまうものだから、そこはちょっと議論が必要ではないかと思うのです。私は松田委員が言っているのは、そういうことを含めて言っているのだと思うのです。大なたを振るったら人口、それで全部減るとはいわないけれども私は減ると思うけれども。だからそこを緩和するということを含めて考えないと、議会がそういう役割を果たさないと、ただ財政だけでまちをつくるというふうにはならないだろうということなのです。その二つは本当にそうです。初めの部分は前田委員の私の意見は違うのかもしれないけれども、先ほど松田委員が言ったのはそういうことを言ったのではないかと私は思うのです。私はそう思っています。だからその経過は別にして私はそこはそういうふうに思います。それでないとおかしいです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時11分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開させていただきます。

現在、第2章の②計画期間7年間の妥当性でございますが、これまで委員各位からさまざまなご意見をいただきました。その中で計画の全体が議論されなければなかなかこの最終的な期間のところには、妥当性には意見を出せられないということに皆さんのご意見でなっておりますので、6章が全体終わりましたから再度この第2章の②の期間につきましては、再度討論をさせていただくという形にさせていただきます。それでは、続きまして第2章の論点③毎年度プラン進捗状況の公表と議会の報告についてであります。自由討論があります方どうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ③にいく前に先ほど大淵委員が言った人口の問題、私も先にちょっと触れましたけれども、非常にこれは大事な部分だと思います。ということは今も出生が70前後で亡くなる方は300人ぐらい、転入より転出が上回っている。そして私も言ったように社会保障・人口問題研究所よりも、あれは2007年を100人に見て計算しているのです。100にして。だからうちは2007年からずっと人口の減少率すごく急激なのです。だから、2007年標準にやっているから将来1万6,000人とか出していますけれども、今のうちの率からいけばそれを下げればもっともっと減っていくのです。それで先ほど言ったように、もう限界自治体ということになると、こう言っています。それでこの括弧4でも計画の位置づけで先ほど基本計画、総合計画の話ありましたけれども、ここの総合計画も財政の健全化を実行する計画であるから本町全て実施計画に対して財政的な制約をかけますと言っていますね。まだ実施計画できていません。だから総合計画でも、皆さんも記憶があると思いますけ

れども、あのときはもう将来人口は設定しませんとこう言っていましたね。だと思えます。そのときはそれでいいと思えました。ただ今その人口の環境がすごく変わってきています。現実に白老も転出していますし、これから我々の世代がどんどん亡くなってきますから、急激にもう人口が減るので。どういうまちが必要か。そうすれば7年間の中でもっと人口減りますからね。その部分の整理をやはり取り組み姿勢とか、この4の計画の位置づけの性格の中でちょっとやはり人口の部分はまちがどう思っているかと。このプランをつくったときのベースがその人口、ニーズではないです。どういう状況で押さえてやったかということを中心に私は付記しておかないと、私はそこにまた返ってくる部分があるのです。ですからこの人口問題というのは大きいと思えます。だからときの町長が、仮に1万6,000とか、1万5,000も適正規模はこれぐらいまちをつくるのだとか、これからふえる政策は丸っきりそんなのは論外ですから、それは別にして、どうするかということを整理しないと先ほど皆さん言っているように町民税も減っていくし、このままいけば町民法人税、均等割以外もどんどん減っていくと思えます。だからそういう部分でやはり人口の部分がきちんと認識しておかなければいけないと思うのですけれども、どうでしょう。私はその部分で人口の問題についてきちんと町も認識して考え方をここで整理をすべきだということの基本方針に、これは土台ですから。人がいることによって税金が入ってくるのですから。固定資産税もしっかりと、だからその辺をきちんと整理しておかないと、先ほど松田委員がお話したように7年間で町民税4億ですか。だからそういう部分の人口をここである程度整理をしておかないと、その基礎の積み上げの部分が何も無いのです。この人口の。私はそれは整理すべきだと。当然、固定資産税もなってきますから。と思えますけれどもいかがでしょう。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私先ほど人口問題言った人口減るのだと。私は人口はふえてほしい。これはもう心から思っています。しかしながら、そう思わざるを得ないという言葉使いだったのです。それからこの財政問題もそうなのですが、私はこの7年間でなかなか難しいといったのはこの町営住宅、耐火年数の超えた町営住宅。それからこの役場、体育館の老朽化、橋ですね。下水道管の順次老朽化のこれから直していかなければいけない。集会場の老朽化。まちの中の舗装のオーバーレイ、こういうことを考えると、この7年で全部これが7年間、先ほどブレーキの話を行ったけれども、またブレーキをかけて先送りなのです。その先送りになった7年後、今度それからの事業と先送り分の事業が今度は合体するのです。ダブるになるのです。ですから、そんな甘いものではないと言ったのは、そのことを含めて言ったということだけ言っておきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） それでは人口問題、これはもうこれからのプランの基礎になります。また重要懸案はこのプランに除かれている、今松田議員が言われたのはプランから除かれた部分、そういうものも含めまして第5章に数字的なもので出ておりますので、そのときに数字的な観点で皆さまからご意見をいただき、それが計画、最後には計画の年度数にも大きく影響を与えると思えますので、改めてそのときにご意見を賜りたいと思えます。それでは引き続き第2章の③毎年度のプランの進捗状況です。あと公表、議会への報告ということでございますので、そちらに関してのご意見をいただきたいと思えます。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 議論するための一つの考え方も含めてお話ししたいと思います。この毎年度の

プラン進捗状況の公表と議会の報告、これはもう19年度から同じことを言っているのです。ただこれが報告した、進捗状況されたから、ではそれはどうだったのということは何らやってきていないのです。反映されていません。一般質問で言っても結果的直らなかつたです。耳を貸さなかつた。この辺を今回議員がどこまで踏み込めるかということだと思えます。ということは具体的に進捗状況、公表あつても、はいで終わったら困ると思えます。それが予算審議の中でどれだけ議会が力を発揮できるかということです。最終的に否決するかどうかということは、それは個々の議員だから別にして、その過程においてどれだけできるかということです。極端な話をすれば、修正まで動議まで出せるだけ中身を整理して、きちんと議会として申し出せるのか。私はそこをきちんと共通認識しておかないと、ただこんなのは当たり前です。だけどそれをどうするかということを議会が議論し実行しなければ、何もこれまで、今10時から議論していますけれども、皆さん言っているとおり、何ら文章になつて終わっているだけになると思えます。毎年個々の予算編成、決算のときにどれだけ中身を精査して議会が言えるかと。あるいは行動に示せるかということしかないと思えます。

○委員長（小西秀延君） ほか、討論をお持ちの方。小委員会でここを整理させていただいたのは、毎年度をきちんとプランの進捗状況の公表と議会の報告をするという、きちんと一文を入れてこれを実行してもらおうということでございますが、これはこれでよろしいですか。今前田委員からはその後きちんと議論の場ということもございましたが一般質問、予算審議で、これは議論していくことになるかと思えますが、そこは皆さんで認識を持っていただきたいというご意見でした。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。現実問題としてこの計画がきちんと年度計画が進むかどうかというのがチェックされる場が予算・決算の場とそこだけに限定すれば、限定というかほかのものをつくらなければ、私は今までと同じようになると思えます。はっきり言えば。当然これをチェックするような形態を議会の中につくらない限り、それは今までどおりのままにしかならないと思うのです。ですから、今前田委員が言われたことを実際に具体化するためには、そういう仕組みシステムを考えなければ私は議会の中で独自に、例えば予算・決算のときにこの財政健全化のプランに基づいてやるというふうには私はならないと思えます。今の状況でいけば。ですから、そうであればそういう仕組みシステムをつくる。報告の問題も含めてです。町側の報告の問題も含めて。ただ単に冊子持って来て説明して終わりということであれば、そこで議論がきちんとされるとか何とかという仕組みをつくらないと新たな指標も含めてです。そういうことをやっていかないと、これは現実的には予算・決算中だけでできるというふうには私はちょっと考えづらいのです。前田委員が言われたことを具体化するためには。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 私も今ちょっと氏家委員とも話をしていたのですけれども、この1年に1回出された報告、私はこの財政が大変厳しくて普通のまちに戻ったのがまた厳しいということで町民が一体何でそうなるのだと言われて、今回特別委員会を設けてやるのですと言って、今度特別委員会をもって議員全員の意見として出していくことが行政を動かすことになるということで特別委員会を設けたと思うのです。それが1年ごとに出してもらって、これは当然のことだと私は思っていますし、このことをやはり検証する、先ほど大淵委員が言った仕組み、ちょっと外れているかもしれない。このためにまたそのときの、議会も解散する時期がありますので、7年間ですから。ただ、そのための

何かを設置するというのは私は特別委員会に責任があるから全員かというふうには思っているのです。だから二度と同じような間違いを繰り返さない。議会も1つになって意見を言ったことが、それがどういう成果だったのかということ町民にきちんと説明できるものをしていかなければいけないし、問題点があったのであればそれを議会全体として指摘していく場を私はきちんとつくるべきだというふうに思っています。それが特別委員会ということに当てはまるかどうか。特別委員会でやったメンバーでやればよかったのですけれども。特別委員会がそのときに設けられるかどうかというのはちょっと整理がつかないです。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 14番です。今のお話のとおり全計画の中ではこの説明はしているのですね。ところが全員協議会という形の中での進め方なのです。ところが、この全員協議会というのがまったくせものでして、説明をしたと、こういう状況の中で終えてしまっていたわけです。ですから進捗状況の公表と議会への報告という、この文言はちょっと疑問だと。進め方としては議会がもう少し関与できる何らかの、例えば特別委員会を改めてまたつくるのかどうか、ちょっとそのあたりが今疑問なのだけれども、この部分をちょっと皆さんと議論してしっかりした計画遂行するための手段を構築して行ってほしいと、こういうふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 今数人から毎年度のプランの進捗状況の公表を議会の報告、これは当然のことであろうというご意見を賜りました。またそれを議会はチェックする機能として今までは全員協議会だったり、一般質問また予算・決算の特別委員会という形になっていますが、この本特別委員会で議会の体制として新たなチェック機能をつくるという議決は本委員会ではできないかというふうに委員長としては認識をしております。このご意見を承っておりますので、これはしかるべく議会運営委員会等でどういう体制を議会としてつくるべきなのか。これを議題としてつくるというふうに、新たな場面をつくるということで皆さんの認識が一致できればそのような形をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私も何らかの組織必要だと思います。ただ私前段言ったのは本来プランが予算に反映してくるから、その予算からずれたり何かしたとき議員は予算を否決すぐらいの姿勢も持たないとだめだということを私は言っているのです。本来それは個々の議員の政治活動や責任のもとですからどうこうと言わないけれども、そこまで本当はこのプランをつくるときはそういう覚悟でそこまでいかないとだめだということです。だけど今の現状からいけば、そこまでできるかどうかは別にしても、先ほど大淵委員がお話したとおり、そういうものをつくるべきだというふうに思います。これは議会の問題ですからここで議論するかどうかは別にして、そうすると私は一つ思っているのは予算・決算の特別委員会を常任委員会にして常にそのチェックできるような体制も一つの方法だと思っています。それは今、施策研究会でやっていますから。その中でそういう議論してもらったらこういう問題もやって、その予算ごとに、あるいは補正予算が上がってきたときもある程度チェックをできて議会の監視が働くのかと私はこう思いますから、そういう部分でぜひ議会がこれまでの轍を踏まないように、議会の責任だと言われたい、結果は別にしてもそういうプロセスをつくるものは私は絶対大事だと、こう思いますので、ここで議論するのかわかりませんが、そういう部分があればいいし、町も逆にそういうものの考え方でプランの中で盛り込んでもらってもいいのかと思いま

す。

○委員長（小西秀延君） 予算を否決できるぐらいの覚悟というお言葉がありました。それは議員各個々の考えでございますのでそれは別として、常任委員会体制で予算・決算でこれをもっと詳しくチェック機能とすべきだというご意見もいただきましたので、ほかにそのようなチェック機能について議会運営委員会等でお諮りするということに関してのご意見いただきたいと思ひます。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。委員長のまとめのとおりでいいと思ひます。毎年度のプランの進捗状況の公表と議会への報告、これは当然のことだと思ひますが、議員各位のご指摘を聞いていると、さらに検証を行う場という部分が大事だということなので、ただ単に報告しましたということだったら報告で本当に終わってしまうので、そうではなくて検証を行ってしかるべき方向性を見出していくという部分のご意見だと思ひますので、そういう検証の場ということ踏まえてまとめでいいと思ひます。あと予算執行の件だけあれですけれども、これは確かに予算に対しては厳しい覚悟で望むべきだというのは同僚委員の指摘のとおりだと思ひます。ただし予算執行に当たっての考え方はそれぞれありますので、そこはそれは厳しさがイコール否決するかどうかという議論ではちょっとではなくて、やはりきちんと予算に対しては確かに厳しさは非常に重要だというふうに認識で押さえたいと思ひます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。今までお話が出ていた、そういった協議の場みたいな部分についてなのですけれども、今現在政策研究会の中で新たな予算編成に議会はどうかかわっているのかということ今政策研究会の中でも、それが妥当なのかどうかは別にしても予算・決算の大切さというのがすごく今議論されております。このプランがきちんと決まって進められていく段階で当然このプランの進捗状況、また公表、議会の報告等々があると思ひますけれども、決算での審議というのがどうしても重要になってくるだろうという議論が今出ていますね。まだ皆さんのところには中間報告等々がまだいっていませんけれども、その議論の中で話されることは、一つ一つの政策の評価をきちんと議会としてやっていけないと次の予算にしっかりとしたステップを踏むことができないと。その決算時におけるしっかりとした政策評価、ここをどうするかなのだという話も中には出ておりました。ですから、多分今この特別委員会の今のそういう議論が出てきたので、それと今進んでいる政策研究会と若干ダブる部分がありますけれども、政策研究会は政策研究会でそういった形の議論は進めてまいりますけれども、ただそういう考え方に基つけばこういった進捗状況の公表と議会の報告を受けながら、決算のときに議会としてその政策をどう評価していくのか。そしてその評価をした結果、次年度の予算にどうそれを反映させていくのかということはいくら議会の中で議論する場が必要になってくるだろうと、そう考えます。

○委員長（小西秀延君） ただいままた追加の議論で策研究会等もこの議題についても進めているということで政策研究会、また議会運営委員会、当然議長、副議長を含んで皆さんがこれはチェック機能が必要であるというご意見が多いようでございますので、それを諮る場を設けて、こちらのほう議論を進めたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） そちらの件は異議なしと認めます。

それではまたこちらの主題でございます、進捗状況と公表、議会への報告、これは皆さん当然のご意見ということでまとめさせてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは③のプランの進捗状況公表、議会への報告は本委員会からの意見として、これを毎年度報告するものべきものと記載をさせていただきます。④のその他でお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。失礼しました。④のその他に入る前に、先ほど第1章のところで総合計画等の見直しというご意見をいただいていたございました。第2章の（4）本プランは白老町総合計画を推進するための財源を確保するとともにという、これを実行する計画であるというふうに記載がされております。先ほどの意見では、総合計画を見直さなければならないのではないのかというご意見等も出ておりましたので、総合計画と本プランの整合性と申しますか、かかわり方、それについてのご意見があればここで伺いたいと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。先ほどちょっと私もこれに触れたものですから、私の考え方もお話ししておきます。今実際、この財政健全化に向けてのこのプラン、今私たちが議論しているこのプランを実行していく。実行していく中で多分これは第5次白老町総合計画に乗った形で多分進めていかなければいけないものだとは思っていますが、これはあくまで2019年までの計画でございます。であればこの健全化プランが進む中ではこの2019年にこだわらず、この第5次の総合計画というのは続いていくとそういったふうに物事を考えていかなければ、この総合計画というのは成り立っていかないのではないかと。私の考え方がいいか悪いか別にしてです。そういったものではないかと思えます。白老町のこの第5次の総合計画がこれが柱なのだと。それに合わせた健全化プランをつくっていくのだというのであれば、それは私は全然話の違うものだろうと。そういう考え方から先ほどちょっと話を出させていただいたということでございます。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） この今委員長の提案のあったこの総合計画、冒頭からこの総合計画に絡んだ議論があったわけですから、これは当然のことなのだけれども、ちょっと（4）の皆さんと確認したいのだけれども、この本プランはというこの中で最後に本町の全ての実施計画等に対し財政的に制約をかけるものですと。こういう文言になっているのです。町側の示した案には、ただこの総合計画、今氏家委員の意見もありましたけれども総合計画はもう既にこれは走っているわけですね。最終年度は2019年なのだけれども、そこでこの総合計画に制約をかけという意味合いで、これは財政的に制約をかけるといっているのだけれども、そういうその進め方でいいのだろうか。この総合計画そのもの。要するに見直しをするという状況にないのかというふうにちょっと私疑問にこれは思っているのですけれども。皆さんどういうふうに考えますか。制約をかけて進めていくのですか。そうせざるを得ないのですか。

○委員長（小西秀延君） この本文とちょっと違うご意見かと承ったのですが、このプランでは本町の全ての実施計画等に対してですから総合計画に制約をかけるものではないという文章になっているのです。総合計画を推進するためのこのプランであって、実施計画に対し実施計画等には制約をかけるものということで、総合計画はそのままという認識の文章になっていると思っております。

14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） それはわかるのです。それはわかるのだけれども総合計画の計画はそのままだと。そのまま計画は計画として残して進めていくと。規模として制約を設けると。財政規模の。そういう考え方でいいのですか。違うのですか。

○委員長（小西秀延君） 実施計画というのはまだできていないので制約という言葉がこれはいいいのか悪いのか私もわかりませんが、実施計画とは整合性等を取っていくものだという意味だというふうに思います。言葉的にはどうなのか私もここは個人的なご意見も皆さんもおありでしょうが。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 端的に。今、第5次の白老町総合計画の話になっているのですけれども、これの見直しということにならないので、特に特別委員会のまとめとして触れなくてもいいのではないかと思います。議論がうかがっていたら、そこにかけるぐらいのという、あくまでその決意や意思表示や厳しさとしてのあらわれでそういう議論もありました。ただ、実際にこの総合計画見直しという異論ではなかったと認識していますし、あと実際にはこの財政健全化プランとの整合性、白老町総合計画の整合性については今後出てくるであろう白老町総合計画の実施計画の中で財政プランを当然、この財政健全化プランを踏まえながらの整合性を図られるというふうに考えられるので、とりあえずこの第2章についてはいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 白老町総合計画を推進するための財源を確保すると、こういう言葉になっているのです。基本になっているのは総合計画なのです。であれば、今いろいろと事業の見直しや何かを含めると必ず変更というのが起きるはず。それで地域医療の総合福祉計画の地域医療の項目を見ていますと、こうなっているのです。町民の健康を支え地域で安心して暮らせるよう町内の中核的病院である町立病院の機能強化と経営の安定化を図ります。また、町内外の医療機関との連携により望まれる地域医療の確保、維持及び救急医療体制の整備に努めるなど安全、安心で適切な医療サービスを受けられる環境づくりを進めますとあるのです。この方針を大事に扱っているのかと思ったら町長自ら原則廃止にしたわけです。ひっくり返したのです。ここの問題というのはかなり大きいものがある、もし総合計画をひっくり返すのだったらかなり大きな方向転換ですから。そういうときに本当にみんなの了解を得て、ああいうふうになったのか。財政事情からいうと、そういうふうに変更になることもあるのは確かですけれども、だけでもこういう部分ここに総合計画を推進するためにいいながら、自らこれをひっくり返しているということ、ここのところはものすごい大きな問題だと思うのです。そうするとこれは財政問題も含めてこの総合計画も見直しながら進めるということがやはり一つ必要になるのではないかということなのです。私先ほど触れたのもそういうふうな形で見直していく部分もたくさん出てくるのではないかと、そういうことで話をしました。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） もし今斎藤委員の言われることがそのとおりだとすれば、これはあくまで議決事件、総合計画というのは議決事項ですね。なれば、もしそういった変更が加わるということなれば、これは議会でまた議論しなければならない話になるのですね。そうですね、最終的に。なれば私は町長は原則廃止といった、でもそのあとから松田委員だとか、いろんな方々からいろいろ話を、その本意、真意というものを問われたときに経営主体のことでまた答弁されましたね。私は決して町長

の見方をして話をするわけではないです。ただその今後の町立病院のあり方については、国保病院がいいのか、それとも民間がいいのかということも含めて町民の安心、安全に期する病院のあり方についての議論というのはまだこれから進めなければいけないという話ですね。完全に廃止してなくてしまふのであれば、今の斎藤委員の議論にも成り立つのだけでも、私はこの総合計画自体はこのとおりに進めるべきだと私は思っています。私はです。先ほどと話したことと言っていること違いませぬ。ただ、それを進める中でのこの実施計画、この実施計画が大事だと思っておりますので、その中での今斎藤委員の言われた町立病院のあり方、そういったものもしっかり担保しながら議論していかなければ、今斎藤委員の言われた総合計画全体を見直さなければいけないということになれば、これをやはり議決、議会でまた議論しなければならない話になってくると、私はそう考えます。

○委員長（小西秀延君） 斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 議決したわけですから、議会にもこれは責任がある。それはそのとおりだろうと思います。ただ問題がどうしてこういう問題がおきるのか。私たちはこれは議決したのだからこの方向で何とか進めてほしいという思いがあるのだけれども、それを頭から否定をしたわけです。原則廃止と。そうではないのではないですかと言ったら、原則廃止ですと言いつつたわけです。その時点でではどんなふうに進めるつもりなのですかということでも町の考え方、もっとはっきり出てくるべきだと思うのです。何も出てこないで置いて原則廃止です。この総合計画の中身も変更はありませんか。なしにして全部廃止しますという言い方というのは、これはかなり一方的な、今の状況がこうだから私の考え、町の考え方としてはこんなふうに進めます。進めたいと思うけれどもこれは総合計画との整合性からいえば、こんなことも考えられるかもしれませんという、はっきりした考え方が示されて初めて私たち議決したことの自信が出るわけです。そういうことを一切なしにして置いて、私たちが一方的にこれを決めたのだからこれを信用していますという言い方はできないはずです。だからかなり大きな変化だと思っておりますので、その部分というのは町の責任というのはかなり大きいのではないかと思っています。

○委員長（小西秀延君） 皆さまから総合計画でご意見をいただいておりますが、本委員会でこの討論の議題に上げさせていただいておりますが、本委員会の趣旨を職域と趣旨を考えたときに総合計画に対する意見を本委員会から上げるというのは、議長から付託されている事項とはやはり外れていくと思うのです。この総合計画というのは本計画ではそれを総合計画を推進するためのプランということであつてはおりますが、別計画なおかつ上位計画になります。氏家委員が言われたとおり議決されてきたものをまたここで再議決という形にもなりませんので、こういう意見があったということにとどめて、この懸案については議論を余り深くするものではないという判断にさせてもらいたいと思っておりますが、ご意見のあります方はどうぞ。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） それでいいのですけれども、ここに総合計画を深く突っ込んでここでやっってくださいと言っているわけではないのです。ここに総合計画を推進するためのとわざわざ断っているわけですから、そうなってくると総合計画とかかわってくる、そのときの変更のあり方ということを一意見としては述べておかなければならないのではないかと。だからどうすれという問題ではないかもしれないけれども、議員からの意見として触れておいてほしい、こういうことです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） いい議論をしているのですね。まちづくりの根幹をなすものですから。ただ、思い出してほしいのは私9月か6月のときにこのことを総合計画で質問しているのです。それで病院、バイオマス、内容は言いませんけれども、方向性が違ったら総合基本計画は直して、議会の議決を経て直しますと直すと言っているのです。現実には、だからそういうことをするはずで、これはそうしないといけないのです。だからそれを前提にして議論していかないと、今さら直せ直せないの話ではないです。あのとききちん町長が私に答弁しているのですから。私はそういう前提で言っているし、今及川委員もそういうことを含んでものを言ったと思います。それで1番肝心なのは今齋藤委員も言いましたけれども、病院の話しましたけれども、ここの本町の全ての実施計画に対し財政的な制約をかけるといっています。全てができないから、お金がないからやらないのもあるしと言っているのです。だけれども私このときに議論したときに、今実施計画で出ないのだから予算等々での整合性で政策予算整理したらどうですかといたら、その結論を出していませんけれども、今齋藤委員もいみじくも言ったけれども実施計画で病院にどれだけ繰り出しをするとか、どういうとか何も出ていないのです。なぜその前提が今皆さん議論しているようにまちづくりの根幹をなす基本計画は大きく方向を変えれば、この宮脇教授でいった部分の方向でかわれば直しますと言っているのです。そうすればこのプランが出る前に実施計画本当に出ないのだめなのです。うちの基本計画には財源は何も出していないのです。よその市町村の場合出しているときあるのです。けれど、私が聞いたら実施計画でこの2019年までに実施計画をつくったとき、このときに財源内訳をきちんと整理するといっているのにそれが出ていないのです。それでこれだけ出てきているのです。その矛盾点を考えて議論しないと、ただこれだけ取り上げても、ではこのあと実施計画出てきてそごがあったらどうしますか。本来そこをしなければいけないのです。その出ていないことに対して請求も議会していないけれども。悪いけれども片手落ちなのです。今議論するの間に合うかどうかということは言いません。ないということを実事だけやってこれを議論していかねばだめなのです。私は本当はこれと平行して実施計画出ているはずなのです。そうでないと先ほどいった23ページの23億のどうこうだという話、本当は整合性保てないのです。あれだけの事業があるのですから。そうでしょう。そうしたら第1期ではAランクの実施計画の事業には何十億、何億。Bランクはいくらときちんと整理がついてくるのです。そのためには一般財源いくら、起債いくら借りると出ているのです。これはないのです。今正直な話本当に大事な議論していますけれども、そこをきちんと整理していかないと、それでも、これしかないで議論できませんけれども。その辺はやはりきちんと、皆さん言っているようにここにきちんと付記しないとだめです。言わないと。こんな他人事のように出てもいない実施計画に対して財政的な制約を受けますか。何をどうやってこれはかけているのですか。みなさん見ましたか。そういうことです。だから私は今言ったことを計画の位置づけにきちんと書いておくべきだと思います。議会の議論として。皆さんがそういう意見であれば。必要ないといえらばいいし。私はまちの根幹をなす基本計画をこんなに軽く扱っていいのですか。実施計画も出していないで。そして、健全化プランに一生懸命協議していますけれども。後々私たち困ります。どっちに合わすかですね。健全化プランに実施計画を合わせるのか。そうでないのですか。だから氏家委員言われている、及川委員、齋藤委員言われているとおりです。

○委員長（小西秀延君） 先ほど言いましたが、本委員会はこのプランについての特別委員会になっておりますので深く他の計画については追求、意見等を述べるべきではないと委員長個人は考えてお

りますが、今病院そして実施計画のこのプランに対する前後、あとでいいのか先でいいのかというご意見も出ました。それを委員会の報告書に記載すべきなのかどうなのか。記載してほしいという意見が出ておりますので、その点について皆さまからご意見を承ればと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。私は前田委員の言われたとおりだと思います。ただ、今第3章で病院の問題なんかで第3章で議論しますでしょう。そうしたら病院は今の院長が出された経営健全化プランに沿って1年間様子見るという話ですね。だからこの、ちょっとその話は第3章に入ってから話になるけれども、その病院の方向性も何も決まらないままに、方向性は決まっていますね。ただ今の現状のままでもって経営健全化プランのプランを立てて、ではそれがうまくいかいかによって、そのあとではどうするのという話を全然前に進まない議論、病院については。だからそういうふうな考えで、そういう考えで今現状にいるのに、この総合計画云々の話なんかは今できない。私はそう思っているのです。だからもし病院の話をするのであれば第3章の中で病院の話をすればいいし、各章の中で各問題点を議論して、そして最終的にどうするのという話は、その他でも何でもいけれども、最後で話をしていかなければいけない。だから今委員長言われるとおり、その総合計画に関しての話というのは、ある程度中身を全部精査して最終的にはこれはどうなのという話にしていかなければならないのではないかと、私はそういうふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、意見ございますか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ちょっとつけ加えておきますけれども、中身のことも整合性を保たなくていいのかということだけをおっしゃるから。健全化プランとこの実施計画、基本計画は大きな問題は議決して直すといっているからそちらはそちらにおいて、実施計画が出ていないのに財政的な制約かけますといっているけれども、プランと実施計画ないのに整合性が保てますかということをおっしゃっているのです。そのことをきちんと指摘しておくべきではないかということです。これは本当に議員が議論するのに、こういうのは片手落ちということです。それで私たちは許されますか。今私も議論やっていますけれども、そういうことです。整合性を保てますかということです。皆さんに諮ってください。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご意見。8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。議論を伺っている中で、まず今の計画の位置づけと性格という部分にかかわるのでやはり白老町の第5次総合計画の部分との見直しという文言を今まとまらなかったのです。ただ、見直しという言い方をちょっとどうかと思うのですけれども。やはりその整合性を図るべきであるということは議会の意思として伝える必要があるのかというのは、斎藤委員の指摘を伺っていて感じました。そうではないと多分、例えば病院のことだけでも進められないと思うのです。ですので町がこれからたくさん施策を進めていくためにもこの健全化プランと、きちんとその上位計画、本来の上位計画ではありますが、第5次総合計画はきちんと整合性を図っていくという部分は踏み込んで記述したほうがいいと思います。ただあとちょっと実施計画はまだ出ていないという部分、前田委員からの指摘もありました。それは全くそのとおりで、本来であれば平論として出されるべきだということもありましたけれども、ただこれは今回の財政健全化プランのこの中身を見てみると、実際に総合計画に対してという部分もちろんあります。それはあるのです。あるのですけれども、ただ

削減の効果を見ても先ほど私も言ったとおり人件費と三セクの繰り延べと、あともう一つ補助費の削減なのです。これだけでも、この3つの項目だけでも9割方なのですこのプラン。ですので人件費と三セクで7割です。さらに補助費の削減も入れると9割になります。ですので、実施計画との整理についてはそれほど厳しい意見ではなくてもいいのかという部分で。ということで総合計画についての整合性を図るべきだというぐらいのとどめておくべきだと思います。

○委員長（小西秀延君） ちょっと一度ここで整理しますが、実施計画との整合性等というのは実施計画においてはこの計画等で財政的な制約をかけるものと記載されているので、実施計画とは当然今後整合性が図られるということはもう明確だと思います。ただこの計画の前に実施計画はあるべきだという考え方と、この後でいいかという考え方はまたこれは全体的にかかわると思うのです。今もう一つ病院もそうなのですが、総合計画どおりの結果の審議に本委員会が落ちつく可能性もあります。それと整合性が大きく乖離するのであれば最後に意見を付託しなければならないということになるかと思うのです。実施計画においてはそれは問題はないと思うのですが、それが前でいいか先でいいか。病院も総合計画と整合性が取られるか取られないかというのはこれからの議論なので、最後にこの意見を附帯するかどうかは全体が終わってからこういう意見を追加意見として附帯したほうがよろしいのではないかという中でご意見を承りたいと思いますが、いかがですか。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 趣旨を明確にしなければいけないと思ったのですけれども。私が今お話をさせていただいたのは、委員長が今まとめていただいたことと同じつもりで言っていました。ただそれが後になると。最後に議論を全て第3章、4章の議論も踏まえてそれを付託するかどうかということは考えていいと思います。ただ私は付託しておいたほうが町がこれから具体的な方針もちちら病院だとかで出ていますけれども、そういったことをきちんとやっていくためにもある程度そういう議論をしておいたほうが議会としていいかと思ったのでそういうふうに言ったままで、あともう一つ言いたかったのは実施計画に対してそれがいいことで、それが結局話し合いの健全化プランとその実施計画があらわれていない部分が整理されてないのではないかという厳しいご指摘を同僚の委員のほうからは承っていますが、私はそれは実際にわ・たま論になってしまう部分もあるので、その部分についてはそれほど厳しい意見は加えなくても十分に厳しい議論はできるのではないかという趣旨で言っただけですので、いいと思います。その最後のほうで見直しにありきかどうかという部分は見えてくるとするのは委員長がまとめたとおりだと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご意見なければ最後に附帯意見として、前田委員が言われている実施計画が先につくられるべきであったという形で皆さんが附帯意見として認めるのであれば最後に附帯意見として記入すると。病院もまだ結果が出ていませんので、これは総合計画と乖離しているかどうかの判断は現時点ではできませんので、最後に乖離していると皆さんが判断すればそのようなご意見を付託するという形にさせていただきたいと思います。それではその他、ほかになれば。その他ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なしと認めます。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 私は別なところで言ったのですけれども、毎年プランを見直して報告すると、

これは当然だということはそれでいいのですけれども、3年ごとに計画を見直しますという、3年ごとにプランの実施計画を見直していくというやつをこれは今までもそういうふうにしてきたのですね。そんなような意識でいいのかということで疑問を投げかけたのですけれども、2年でプランというのはもう今の社会情勢はがらがら変わって行って、それがよしと思って数字を挙げたところが全然違っていたということも起こりうるわけです。そうすると、3年間で見直すのではなくて2年で見直していくと。2年で見直していくということなるともう毎年こうやってプランを考えていかなければならないぐらいの情勢になるのかもしれないけれども、そのぐらいの意識を持って取り組むべきではないかと。やはり今までみたいにのんびりやっていて最終的に違っていましたというのではやはりいけないと思うのです。今までの健全化プランというのも本当に全く信用していない。本当に状況ががらがらと変わっていくわけです。そうすると、それに対応する役場側の対応というのも必要だと思うのです。大変な仕事だけれども毎回報告するのは当然だとしても、プランそのものを2年ごとに見直していけば7年間のうち3回見直せるのです。そのぐらいのスピードがあつていいのではないかと。これを提案したつもりでそう言ったのですが、その件はどうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 失礼いたしました。先ほど、3年ごとという形を2年にというご意見出ておりましたので、この章の中でもう一度そこは議論をさせていただきたいと思います。休憩後にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時19分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、第2章ですね。第2章で、計画の3年ごとの見直しという点、これを2年にしてはどうかというご意見が出されております。その点について、ご意見をどうぞ。

11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。実務的なことを考えると25年度の予算の出納閉鎖、26年5月ぐらいですね。26年度の出納閉鎖はまた27年の5月ぐらいですね。2年間の動きを見てプランを考え直すとはやはり28年になると思うのです。その改革プランを見直すとなると。なので28年は3年となっていますけれども、要するに実質の中身を検証するのは2年間のデータをもとに検証するのではないかと私は押さえているのですけれども、いかがですか。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご意見ございますか。1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 今、斎藤委員の言われたのが28年度までの部分のことを言われているのか、その後の3年ごとについての話なのかちょっとあれですけれども。私はその社会情勢というのは、今後すごく大きくさま変わりしていくのが予想されます。例えば来年度には消費税の問題。その後また消費税の問題も出てくる。なれば、やはりこの最終的に書かれていますけれども、その変化があるときは、そういった社会情勢等の変化があるときは毎年見直すものとしませうというふうな部分で押さえていますので、逆にその3年ごとというものにこだわらず、できればはっきり言ってこの3年というのは消してほしいです。社会情勢に応じて毎年見直すのだと言い切ればいいだけの話ではないですか。私はそういうふう思うのです。言葉じりをきれいにまとめようと思って、何年に区切って見直しますというのであれば、それは文章的にはきれいなかもしれない。でも社会情勢に応じて毎年見直し

すると言っているのだったら別にそこで前置きなんて私はいません。特にこれからの社会情勢の変化なんていうのは目まぐるしく変わっていくのではないですか。私はそういうふうには思いません。だから、そうであればこの3年ごとの見直しなんていうふうにはうたわなくたって社会情勢の変化によって毎年見直すのだと。そういう意気込みでやるのだという思いで私は考えるべきではないかと思うのです。今、山田副委員長の言われたとおり、28年度以前の問題についてはそういう考え方もあるのかもしれないけれども、いずれにしても情勢の変化に応じて議会として議論しなければならないことは間違いないでしょう。

○委員長（小西秀延君） 吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。第1章の、これは毎年数字変わっているのです。これぐらいいまぐらしく変わってそれを見通せなくて財政の運営が狂ってきたわけです。そして最後にこういうことに危機の認識を欠いたことが今日の財政の不安を招いたということですね。そういうことからいくとなぜ2年、3年というそういう余裕のある言葉が出てくるのか私は不思議なのです。先ほどから議会で議論しているように毎年示すのは当たり前だと、それを議会在が議論するのも当たり前だとみんな言っているのに、2年、3年という計画がいいのですか。私は違うと思うのですけれども。そういうふうには思いません。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。この見直しというこの読み方なのですからけれども、大前提にこれは毎年検証しますね。毎年きっちり検証しますね。なので私は逆にその財源健全化プランをしっかりと厳しく見つめ直さなければいけないという部分で、その意味は同じだと思っていたのです。ただ逆に健全化プランで、逆にそんなところ変えるものではなくて、しっかりもう絶対に守るのだという、ものすごい強い決意で町民、議会に対してもやるべきだと思うので、これは見直しというより検証は毎年きっちり行って、やはりきちんとお示しいただかないとだめだと思うのです。ただ、その見直しというのはあくまでその何年間かまずやってきた中の踏まえてのことだと思うので、この見直しというのはあくまで変更という意味だと思ったのです。だから変更するのはころころ変えてほしくないというふうに正直思います。ですので、むしろこの健全化プランはもう絶対に守らなければいけないのだという厳しい覚悟で進めていってほしいと思うので、見直しという部分はこの程度でいいのかと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） その見直し、検証、どちらでも私は、どちらでもいいといたらちょっと言い方あれなのかもしれないけれども。今までの行政のやり方がやり方というか、健全化プランだとかの立て方のそういったものに基づいて考えれば、そんな悠長なことなんて言われていけないのだと思うのです。それができていないからまた新たなこんな財政危機に、今吉田委員が言われたとおり、私はそう思うのです。確かにこれだけ大事なプランだから、広地委員のいうようにこう決めたのだからきちんとやっていかなければだめなのだという思いは同じだと思うのです。でもそれがまかり通る世界ではないというのは私はこの10年間でよくわかりました。通らない。それは理想論なのです。これは毎年やはり見ていかないと、数字というのは変わったときにきちんと見直していかないとだめだと。その積み重ねがそういうふうになってくる。私はそういうふうには思いません。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 今の話結構聞いていまして、確かにプランというのは本当に考えられる範囲でがっちりと決めるのがプランなんだと思うのです。だけでも、今までの流れからいってどういふふうにしていくかという観点は変わらなくても、その情勢によって数字が思いがけない変わり方をするわけですね。それを理由にして今までは全部だめになってきたのです。ですから、本当にいうと毎年見直していくと。計画も見直していくというぐらいの、そのことは当然かなという気がするのです。2年が長いか短いかというのはちょっと私も作業上わかりませんが。だけでも単なる検証ではなくて、事態が変わってくればその数字も変えていくのだと、計画も見直すのだというぐらいの、私が言いたかったのは行政側がそのぐらい真剣になって見てほしいということなのです。3年間でほほんとされたら、また今までと同じになってしまうという不信感があるのです。ですから毎年見てほしい。それならそれでもいいです。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 広地委員の本当にこのプランをつくるためにこれだけ議論をしているわけですから、それが毎年変わるのかという形だと思うのですけれども。私は見直しというのは、そういう変更があったことを大きく数字が入れかわってくる、全て計画を見直して、何も見直さなくていい部分もあると思うのです。そのままいいところも。ただ、その情勢の流れによって数字が変わるとか、それから交付税がすごく減ってきたとか、それから町民の所得税がかなりまた減ってきたとか、それから国税調査もこれからあるのです。それから土地の評価額もこれから出てくるのです。また3年おきにそういった中でそういうのが毎年計算してくると出てくるのです。そういうことを含めて、見直さなければならぬものは必ず出てくるというふうはこちら側は捉えて毎年きちんと見ていくという意味なのです。計画を全部変えるということではないのです。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 大前提に、同僚委員からさまざまな意見の中で、毎年この情勢の中で見直しをかけるべきだと、それぐらいの厳しさを望むべきだというのは趣旨は同じだと思うのです。それでただ逆に心配になるのです。というのは、今吉田委員のほうからご指摘のとおりです。交付税が減りましたと、何か措置がこじられてとかということで、それとか住民税や固定資産税が予想以上にまた落ち込みましたと。そういうことを今まで想定し切れなかったという、これは第1章にも書いてあります。きちんと今回この財政健全化プランではかなり厳しく見ていると。前回の新財政改革プログラムのときと比べてかなり厳しくなっている部分は現実としてあります。ですのでそういった部分がないように、もう財政健全化プランでは想定しうる限りの厳しい情勢、厳しい落ち込みだとか、そういう交付税措置のさまざまな変更だとか、そういった部分を見越して、もう絶対にこれは守らなければいけないものとしての厳しさを持って財政健全化プランをつくるべきだと思っているので、なのでそういう逆な意味で、毎年見直しをかけていったら町のほうは逆に楽になるのではないかと正直な話。だから私は逆にその財政健全化プランというのはもう本当にそういう今同僚委員のほうがあったような、たくさんのそういう情勢のことをきちんと踏まえたプランであるべきだと考えるので、見直しについてはある程度これでいいと思います。ただしその社会情勢や経営経済状況との著しい変化あるときはという部分、ここできちんと担保されているので、その部分で毎年見直しという部分はここで担保されているのではないかとこのように読み取っています。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） いろいろな議論がありますけれども、いい見直しと悪い見直しがあるのですね。いい見直しは今広地委員指摘したように、この健全化プランを絶対守るということですね。だけど先ほど言ったように、交付税、町税落ちる話をしていますけれども、ふえてきたときに逆に財政規律が緩むということがあるのです。町側も議会も。だからそこをどうするかということを引きちんと議員個々が押さえておかないと、よくなったから財政出動して元に戻ったらこれは意味がないのです。それを先ほどの話に戻ってくるのです。財調に積むとか、そういう話があるのだけれども。だから、そこはそうなのです。そこは大事だと思います。それで、ただ私が言っているのは、先ほどこの第1章③で毎年度のプランの進捗状況公表と議会への報告、議会の何らかの組織ですか。あり方で毎年議会で検証したり議論していきますと言っているのです。ではそれをどうこのプランに生かすかということが、それがでは3年投げていていいのかと、やはり毎年整理したほうがいいのかと、その議会の意思がせつかく③できちんと方向が出たのだから、それを生かせる機関にしなければいけないと私は思います。先ほどのいい悪いといい見直しと悪い見直しはあるけれども。接点をきちんと整理した中で③の部分とのことをきちんと整理しておかないとだめだと思います。そちらを抜きにして3年がいいとか、その辺やらないとせつかく議会がいい議論しても、いい方向性が出てもどこに、ではそのプランにいつどこで議論して、議会として調整とかさせれるのかということをご議論しないとだめです。ただ、ここだけの3年とか何かではなくて、そのリンクをきちんとしなければいけないと思うけれども、その辺を議論したほうがいいのではないですか。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 今の前田委員の話と同じなのですけれども、先ほど私が申し上げた中で委員長判断で議運の中でこれもきちんと議論して決めていくというようなお話されていますので、余りここで2年とか3年とかという話、ここで制約してもいいのですか。どうなのですか。私はこの文言を見てみると特に大きな問題はないのかと。広地委員も言っていますけれども。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。私は前田委員の話でいいと思います。だから第2章で毎年度のプランの進捗状況の公表と議会への報告を新たな、議会の審議する期間の中で議論するという事になっているわけだから、その決算のときか予算のときかわからないけれども、その中で今話し合われたことがリンクされればいいわけだから、別組織をつくって云々とかではなくて、その中でもし見直すのであれば、毎年検証するというのですか、広地委員の言葉を借りれば毎年検証しながら、そこを改善していくような方策を議会としてとっていくということで考えていくのであれば、これは今特別委員会の小委員会の中に持ち帰ってもらってその辺をうまく整理をしてもらえばいい問題なのではないかと思えます。ただ、ここまでの議論をしっかりとしておくことがやはり大事なのだろうと思うので。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 7番、西田でございます。私も前田委員の考え方に賛成いたします。③の毎年度のプラン進捗状況の公表と議会への報告ということは、この24ページのところの今後の課題というところでまだいろいろな課題が残っているわけですね。行政側もそれをやると言っているわけですから、やはりそういうものをきちんと議会として毎年プラン状況の公表と議会への報告、ここの中の検証をきちんとしておくで、また新たな形のですか、議会からの提言とかそういうものもできるも

のであれば、そういうようなものを担保させてもらうという考え方で私はそれでいいのではないかと。むしろ2年とか3年とかと期限を区切りよりもこの③で書いているような方向性でいくべきだと私も思います。

○委員長（小西秀延君） ただいままでの意見でいきますと、3年ごとでよろしいのではないかとのご意見、そして期限に限らずというご意見も出ています。委員長私個人として、個人の意見として少し言わせていただければ、3年ごとの計画を見直すという形になっていますが、第1回目が28年度になりますね。書かれているとおり。次が当然こういけば31年度中ということになりますね。中といえば、決算の兼ね合いもありますので31年の後半になってしまいます。残りもう計画は1年しかないということに、そこでの見直しということになります。それが果たしていいのかどうなのかという、これも議論があるのかと思います。期間については本当にこれが何年度ごとというのが必要なのかどうなのか。毎年、先ほど議論させていただきましたが議会の報告、そして議会のチェック機能を果たすべく議会もその体制について話し合うということになっておりますので、この期間に対しては検討を要するべきというようなことでも構わないかと私個人としては思っておりますが、はっきりここで答えを出したほうがよろしいのかどうなのか。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。実際にここには社会情勢、経済情勢の著しい変化があるときは毎年見直すものとする書いているのです。やると。ですから、そういうことでいえば期間については今委員長が言われたように若干ぼかしてやるということではいいのではないかと。ただそれよりも問題なのは今までの健全化計画のときも必ず毎年報告がきちんと議会に出ているのです。ほとんど議論がされていないのが実態だと私は思っています。昨年も含めて。ですからそのチェックできる体制をどうつくるかということなのですから、ここをきちんと我々が認識することのほうがきつと大切かと。ではこれをやったら町側は、例えばそれが見直しの時期であってもなくてもやらざるを得なくなるぐらいの議会活動にしないと、今回のプランは成功しないというふうになるのではないかと思いますので、私はそういうことで構わないのではないかと思います。

○委員長（小西秀延君） 期間に対してはこの（5）のプランの見直しにもありますとおり社会情勢や経済情勢等の著しい変化があるときは毎年見直しするものとしますと一文も書かれておりますので、期間にこだわることなく議会も検証するという形になっておりますので、期間にこだわるべくことなくプランの実行に邁進すべきという形で議会の意見も反映していただくというような意見を添えて出すという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしということでさせていただきますと思います。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今の2章の先ほどすごい議論されていた部分なのだけれども。この総合計画との関係、むしろしませんからすいません。どうのこうのいうのではなくて、これはもう1回どこかで議会の考え方をきちんと出したほうが私はいいと思います。そうでないと、（4）の2番目の本プランは白老町総合計画と書いている、この部分は私はちょっと矛盾があるような気がするのです。今いいですから、どこかの場でやはりきちんとこれは文章にしないと、ただ白老町総合計画を推進するため財源を確保すると書いているのです。どこでどうやって確保するのか。それは来

年の検証の中でやれということなのかどうかかわからないのだけれども、そこら辺私はきちんとしないとこれはまずいです。それと、本町の全ての実行計画等に対し財政的な制約をかけると。この部分、総合計画は入っていないかもしれないけれども、そこら辺のところもうちょっと精査する必要があるというふうに思いますので、問題提起だけしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 先ほど委員長申し上げたとおり、全体の議論が終わりましたらもう一度この総合計画と、このプランとの兼ね合い、整合性等をきちんと意見を附帯すべきかどうか、皆さんから改めてご意見をいただきたいと思っております。

それでは、ほかに第2章に対する自由討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 自由討論なしと認めます。

それでは、第2章に対する自由討論を終了いたします。

次に、プランの5ページから8ページ、第3章財政健全化に向けた重点事項について。この第3章は重点項目1項目ごとに自由討論を行いたいと思います。まず1番目、白老町立国民健康保険病院事業、論点は3つであります。最初に論点の①といたしまして、平成19年3月の特別委員会調査報告における町立病院の今後のあり方でアのとおり選択肢があります。また、イの公的役割の確保が必要とされております。このたびの特別委員会においても同様の趣旨の質疑が行われておりました。自由討議があります方は、この点についてどうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 議論する上でもちょっと私が口火を切ります。それで私もこのとき議員やっていませんでしたけれども、19年の3月23日に出している委員会調査報告ありますね。この最後6ページに、あり方についてはということで町立病院は4万3,000人ぐらい患者が必要ですよといっています。そして、ここにこう書いているのです。一般会計からの財政支援は許容範囲内において最小限に抑えつつ、公営または民営、規模縮小、指定管理、民間移譲などの多様な選択肢を検討し、白老町立病院の方向性を示す必要があると。こういつて（1）（2）（3）（4）があって、上でそういつていながら（1）で救急医療が入っているのですけれども。これまでもずっと議論してきましたけれども、ここにかかわった議員さんもいますけれども、本来19年にこういういいことをいつているのかと、今が議論されていることが。なぜこれを4年間2回も経営診断やってできなかったのかと、またもとに戻るのだけれども、ここは吉田委員委員長だったのですがどうなのですか。悪いけれども議会でどれだけ追及してやってきたのですか。変な意味ではないです。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。本当にこの当時は真剣にこの病院を残すためにということが前提にありました。それは町民を守るためということと、公立病院の果たす役割をきちんと持たなければいけないという。ただし財政も厳しかったのでやはり町の持ち出しは最小限におさえるべきだということで、この当時民営化の話もちょうどあったと思ったのです。ですから、そういうことも踏まえて少し広く許容範囲を持たせて、それでその中で選択肢が町側で十分できるような配慮も含めたつもりです。町民の命を守るための病院ということで、最低この4つの項目は守っていくべきであろうと、そのようにみんなで結論を出してこれは私一人の考えではなくて、その当時特別委員会を設けたところで何回も議論をし、議員同士の自由討議もやりました。その中で出した結果ですので、今も

ちょっと氏家議員と話をしていたのですけれども、この討議やっていけば今の問題なかったかもしれないと、今ちょっと一言言いながら今いたのですけれども。本当にでもここまでできたのですから、今後この出されたことを、できなかったこと、また私にも責任があるのか。出しておいてそのとおりにやることができなかったということで。ただ、町側から示されたあのときの方法は悪い方法ではなかったというふうに私たちも捉えましたので極力赤字をつくらないで、このまま運営できればという願いを込めて進めていただきましたので、その結果は大変なことになりましたけれども、今後それは患者数が減ったということも多いでしょうし、そういったことでは今後これからもしっかり議論をして、また委員会として出していただければというふうに考えています。何か参考になったかどうかわかりませんが。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。この当時の公的役割の確保という以下4点の中で、今削れるとしたら療養病床の確保の療養病床の部分が必要かどうか。これはちょっと私も必要がないとは言わないけれども、ここはいいのではないかと考えていますけれども。あと、制約かけるという部分ではすごく重いわけではないのですね。この4点というのは。ですからこの基本的な点は押さえても十分いいのかというふうに、5年たったのですか。6年たったのですか。色あせていないという感じを私は持っております。

○委員長（小西秀延君） 松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） まず、どうであれ町長が1年間様子を見て原則廃止にするともう決めてしまったのです。それから猪原院長と1年間で8,911万1,000円ですか。これだけの約束をしたのです。その約束をしたのに議会が水を挟んでもしょうがないのではないのですか。私は病院経営が今町長と猪原院長と約束してしまった。この約束したときにみんな意見を出さないで、今から意見を出してももう遅いのです。だから今猪原院長との町長とのこの1年間の様子を議会としては今見る、様子というか成り行きを見るしか、どうのこうの言ったら猪原先生に妨害することになるし、こんなことにはならないのです。もう決めてしまったのです。議会も認めたのですから。ですからここで論戦してもだめなのです。私はそう思います。もっと大切なことは町長の公約の姿勢があるのです。中学までの医療が無料化というやつ。それから町立病院の改築これをしますという公約がある。このことを論ずるのはいいのだけれども、今のこの病院経営では今の段階では議会が言うべきではないと思います。それから、猪原先生もここに出席して6カ月が勝負だとまで言っているのですから、ここにどうのこうの言うべきでは私はないと、見守るべきだと思っているのだけれども。原則廃止を進めたわけだから。それに原則廃止決まっているわけだから。と私は思うのです。これは私の意見だから、皆さんの意見どうであろうと。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。平成19年3月に出された特別委員会の調査報告ですね。この内容については本当に今でも本当に光っていると、そういうふうに感じます。大淵委員のほうから言われたその療養病床の確保が今後この白老町にとってどうあるべきなのかということはまた別にして、別にしても私は確かに猪原先生が出された経営健全化のプラン、これは1年間きちんと様子見るということと言ったわけですから、これはしっかり見せてもらわなくてはいけないと思うのです。ただ、まちの姿勢として、まちの姿勢としてこれからの町立病院をどういうものにしてしようとして考え

ているのかという考え方は、この1年間の中である程度平行しながら考えていかなければならない問題だと、私は考えるのです。そうしないと、猪原先生がいくらここで経営努力して8,900万円もし出ないにしても努力した結果が少しでもあらわれたときにはそれは今までの、その町立病院が抱えていた患者さんと向き合う姿勢だとか、いろんなものが改善された結果そうなるのだと私は思うのです。それは新たな病院に役立つ大きな材料にもなってくると思うのです。ただただ1年間やらせておいて次の年にやめますとか、やめませんかという話ではないのではないですかと私は思うのです。だから、私は猪原先生が今回1年間この経営健全化プランを立てて、1年間やらせてくださいと言ったその思いというのはどこにあるのかということは私たちは一人一人感じ取っていかなければならない部分なのかもしれないけれども、行政は行政なりにこの町立病院の方向性をしっかりこの1年間の中でどういう形にしていかなければならないのかということはやはり考えていかなければ、それは無責任なやり方だと私はそう考えるのです。規模にしてもです。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。現実問題として何回もこれは議論されたのですけれども管理者は町長なのです。猪原先生ではないのです。町長なのです。町長が頑張らなければだめなのです。猪原先生が頑張らなくてはだめなものわかるけれども、頑張らなければだめなのは町長なのです。本当にそのことが感じられるような行動や政策がないと、私は話にもならないと思います。現実的には誰かが言ったように病院に丸投げなのです。猪原先生のお手並み拝見、そんなことにならないでしょう。では、まちは何をやるのですかと、私はやはりそこはきちんと言いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） だから私は町長に政治生命をかけるのかとまで言っているのです。町長の責任なのです。猪原先生の責任ではないのです。猪原先生の姿を町長は1年見るだけなのです。だから私は政治生命をかけるのかと言ったのはそこにあるのです。だからこれをうまくいかなかったら全て町長の責任なのです。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。町の責任という部分もありましたので、それを踏まえながら話したいと思うのですけれども。まずこのちょっと平成19年3月のこの調査報告に対してということがなぜここに出てきたかちょっといまいち読み取れないではいるのですけれども、まずこの多様な選択肢の検討や公的役割の確保という部分があります。これについては本当に今までも、これは趣旨としては今でも生きているかと思っています。多様な選択肢も必要だと思いますし、公的役割はきちんと確保を果たすという責任があるのかという部分があります。療養病床についても同僚委員が指摘したとおりです。ちょっと療養病床の確保という部分は今はちょっと介護の部分と整合性図られるべきだと思いますので。ただ論点としてこのアとイはいいと思いますし、ただ、その町の責任としてちょっと②も若干踏み込みますけれども、1年間きっちりその時間を設けて、その町立病院の今後のあり方を町長の責任というか町の責任としてきちんと出していくということでもいいのではないですか。それが責任なのではないですか。確かにこの病院の改善計画、これ自体は現場が運営をどう改善していくかということです。これはあくまでそうです。おまけにこれをつくられた方は病院長ですから。ですので、それは当然病院長はこれしか出しようがありません。自分で自らそんな指定管理がどうだとかいうことはできないので、ですから運営のあり方については私は理解しています。これは病院長が出された。

ただしこの1年間という猶予の中できちんとした方向性を町として病院のあり方を示すべきだと。それが今与えられている町の責任だと思いますので、そこをしっかりと出していただくということではないのですか。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 町長が管理者だということと、自治体病院をどう考えているかということが私たちも見えていないということが最大の問題なのですけれども、本にはこう書いてあるのです。自治体病院とは自治体と病院が一体であるからこそ地域住民にとって本当に必要な政策的医療が展開できるのです。こんなふうに書いてあって、本当に病院と住民が結びつくのと同時に、もう一つは行政と病院がどういうふうに結びつくか一体化するかということで、病院の動きというのはものすごく違ってくるわけです。その辺が不足しているという感じがしているわけです。実際にこの間懇親会のときに猪原先生とお話していたら入院は予定どおり向上していますと。だけでも一般外来が目標にはなかなか到達できませんという話をしていたけれども、実際に猪原先生が出した計画が従来とどれほど変わって効果を上げるのだろうかとなかなか疑問なのです。けれども病院の意気込みだとか、それから住民の運動の一つは支えられて病院が変わってきているというような、そういうものをどう受けとめて自治体が頑張るかということが1番大事な問題かというふうに思うのです。それで実際に聞いたときに、町は最大の協力体制を引いてやりますというふうな話をしたのです。では具体的に何を協力するのかという一言も言っていないのです。これはもう管理者として1番やってはいけないことだと思うのです。病院を1年置いておくのだったらその1年間に最大の努力はこういう協力をするのです。病院にはできないものも町と住民の関係というものはものすごくあって、そこを何とかしていくという、行政の姿勢というものがすごく問われていることだろうと思うのです。ですから協力体制というのはどういうことなのかと。実際にはその町の役割、町の役割ということ、これはぜひ早急に述べてほしい。これは入れてほしいのです。私が聞いているのは病院は原則廃止しか聞いていない。はっきり記憶に残るのは、ところが一切町は何をやるかということは一言も言っていない。これを早急に具体的に述べるべきだと。そうしなかったら町の役割は果たしていないです。その部分を何とかしてほしいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご意見ございますか。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） きょうの病院のこの議論の①はもう終わったことで、ここで議論をしても、あったから私持ち出したのだけれども、これをやったらいろいろ出てくるけど。これはまずおいて、今きょうもそろそろ終わると思うのですけれども、論点を整理しなければいけないと思うのです。ここに書いている②、③でいっていますね。それで正直な話、病院の管理者は町長なのです。これまでの議論を聞くといろいろあっちへ行き、こっちへ行きして肝心な議論はされているのですけれども、そこを整理しないと3つあると思うのです。この宿題というか町長の責任。一つは、町長は病院の改築出ているけれども病院の改築についてはきちんと公約しているのです。これについて、だから建設の時期とか資金の確保、これまで議論されているけれども、これはこれとして、そして今議論されているように1年の経営状況を見ての原則廃止、これについてどう議論するかということだと思うのです。これにも、今同僚委員も言ったけれども、廃止した後の病院はどうあるべきかということが何もありません。まずそうですね。それともう一つは、これまで町側は議会からいろいろ言われて全部受けてしまっただけで26年9月までには、今言った建築の方向だとか病院の運営形態、全部整理すると言っ

ているのです。それをどうするかという、これを分けて議論していかないと、また同じく戻ってしまうのです。だからまず、ここに書いているように健全化プランの経営状況の見きわめ1年間、これは数字を見て、ではここで示されている改善計画の数字で仮に医業収益、繰入金、ここはまだあしたから議論があると思うけれども、あとで言いますけれども、そういう部分がこれが守られたら続くのか。これがどれぐらいのぶれの中で原則廃止なのかと。それが議会で共通認識しないと、来年からずるずるまた同じ議論になるのです。だからそこをきちんと私は論点を今みたいに3つなら3つ整理をして、この1つだけここで言っているここだけでいきましょうと。それは仮にいろいろな問題が出たらそれは整理をして、こういう問題をきちんと整理しなさいと、このプランに付記するかどうかは別としても、そういうことを整理していかないとお互いにまた議論が戻ってしまうと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。今前田委員が言ったように論点整理をしてやっていくことは大事だと思うのですが、これからは議員同士の議論になりますので、今おっしゃったのに逆らうみたいですが、町側はどうするのかではなくて、26年9月までどうするのかではなくて議会として26年9月とっていましたね、委員長。どうすべきなのかということも議会としての結論を出さなければいけないのかというふうにちょっと思って、なかなか難しい大変なことですけれども。1年間経営を見ていくということなのですから、1年たつてこのままでは廃止ということなのです。1年間本当に黙って見ているのかどうかということも議会としてきちんと議論しなければいけないと思いますし、先ほど皆さんおっしゃっているように町側の考え、病院はここまでやると院長が言っていますと。町長どういふふうにするのですかというのは何も答えをもらっていません。本当に町側が答えないのだったら議会が院長が1年やると、この健全計画でやっていく。では議会は何をやるべきなのかということも、議会もそういうふうを考えていくことで町側を動かすということも私は必要だと思いますし、町側の縦割りで全然横につながっていないというのが厳然とわかりましたね。町は何をするのですかと聞いたときに岩城行政局長が福祉バスをやりますと言いましたね。福祉バスを何とか見直していきますと。だけどこの間福祉課で福祉バスの話が出ましたら、ことし6月に改正したばかりなのでこれからアンケート調査をして来年の6月と言っていましたね。1年間は国の補助ももらっているのだと。全然かみ合っていないのです。だからそういったことも含めて議会としてきちんと議論をして、どうあるべきかということも私は言っていかなければいけないというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。論点整理ともう一つは今吉田さんが言われた部分なのだけども、実際に10月1日に原則廃止が発表されてもう3カ月なのです。もう期間ないのです。あと9カ月しかないのです。町が何をやるといっても本当にできるのですかと。私に言わせば病院は廃止するのだということも動いているとしか思えないのです。はっきり言えば。だから議会が今そのことは一般質問でも何度も何度も皆さん取り上げてきているのです。私も取り上げてきました。だけどそれは今言われたように、来年の6月バスを改正してどうなるのですか。だから危機感がないのは我々ではないのです。だからちょっと例を言えば、バイオマスもたかだか物置1つつくるのに25万の物置をつくるのに2年間ですから。提案してから。何回も議会で言って。だから実際に本当にやる気があ

るのかどうかということでは、管理者としての今松田委員がすごく厳しいことを言いましたけれども、結果としては管理者責任がこれは問われるのです。最終的に。そういう危機感が町にあるのかどうか。だからここは論点整理がきちんとして、詰めるところは詰めなければだめだけれども、そういうことが相手に伝わるようなことを議会がしないと、本当の車の両輪はそういうことなのです。相手の指摘をするのはいいのだけれども、相手を動かさなくてはだめなのです。それがもう3カ月もたつて何もできていないなんていったら私は本当に信じられないのだけれども。そこは。ましてこの間の1番最終日の答弁が来年の6月に見直しますなんていったらもう全然何もないのかというふうにしかならないでしょう。私は本当にそういうふうに思います。ですから、論点整理は論点整理としてきちんとしながら、そこはやはり厳しく議会としてもものを言っていく必要があると思います。

○委員長（小西秀延君） ここまで病院は議論が長くなると思っていますけれども、ここまで皆さんのご意見を聞いて私も一言委員長としてではなく個人的な意見を述べさせてほしいと思います。私もこの19年3月の報告書の中で携わらせていただいた一人でございます。この中で民間移譲という選択肢や指定管理、これは経営改善報告の中にもありますが、指定管理も原則これは公的病院の廃止ということで見られるプランになっています。町はある程度原則廃止という方針を出しました。ある意味この19年に出されている報告書の中の選択肢の一つを選択しようとしているという動きも感じ取られる一面があるというふうには私は考えております。ともう一つ、病院が今病院に責任を丸投げしているのではないかというご意見も出ておりました。ただ、私はここに病院の計画が出てくるということ自体が私は前進ではないかというふうには捉えております。今まで行政で何度も改善プラン、改革プランをつくってきました。ただその結果がどうなってきたかということは議会の皆さまもご承知のとおりかと思っております。その中で初めて今回病院自身が計画をつくり、自分たちの体質改善に向かったということは、これは私は一定の評価をすべきではないのかというふうには感じております。その上で今後町が姿勢を決定するといわれている1年間、その1年間の中で議会がどういう対応をするのか、それが今本委員会が問われている1番の議論の争点ではないかと。この19年に出された報告書、本当に一生懸命やりまして選択肢もいろいろ出させていただいておりますし、公立病院として残す、また公立病院以外でも残す方法の中でこういうものを残してほしいということもきっちり書かせてもらっています。ただこれを廃止して民間に移譲するとなったときにかなえられるもの、かなえられないもの、現状も医療体制も変わっていますし、そこは大きく変わってきているものもあると思います。そういうものもきちんと整理して、大淵委員もおっしゃいましたがきちんと議論をすべきかというふうには思っておりますので、一旦ここで私の意見も述べさせていただき、まだ引き続き議論も皆さんの生むところではございましょうから、ほかのご意見も承りたいと思います。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 委員長、今こういうものが出たのが一つの前進だと言いました。私はこういうものが行政のトップの1番の責任は町民の安心、安全を守る、命を守るなのです。1番大事なものでありますから町立病院のこの今のこういうものが出るのは当たり前の話、それから19年に特別委員会がさまざまな調査をしました。その上に立って前町長は考えに考え抜いてベストな判断だと、こういってあの町立病院を老健併設で、そして赤字を減速させるのだと。これが前町長の考えて考えて考え抜いたプランなのです。それには北海道の連携構想も一応カットして、そして25年に病院改築もやる。そのあと今の町長が踏襲して、私はそうやって言葉を使っています。一般質問で。前町長の

施策を全て踏襲して、そして病院の改築、その上に病院の利用率を上げて、受診率を上げて5,000万円余りの中学までの全無料化を目指すのだと、こう言っていました。それもみんな投げて今回原則廃止と言ったのです。原則廃止と言って原則廃止したら、前から言っているように、同じことを言うようだけれども、だから私は政治生命をかけるのかと、これまで言ったのです。ですから私は町長が政治生命かけるとはまだ言っていない。そうは言っていない。ただ、原則廃止で1年今の猪原院長に丸投げをして8,900万の医療収益と、それから医療収益が4,200万、費用の削減が4,600万、これを1年間見てやるのだと、こう言ったわけですから、私は町長が命がけでやっていると思います。いくなれば政治生命をかけて。ですから私は議会でいろいろ病院の方向性やるのもいいけれども、私はあまりやや燃やせばやると後から今度は議会の責任にされてしまうのです。あなた方がこういうことを言って、このような口を挟んできたからその方向にいったのだなんて私は必ずなると思います。ですから私は命がけでやる町長と、それに猪原院長が受けたわけですから、猪原院長は何も責任ありません。何もありません。猪原院長は原則廃止といたらやめればいいわけですから。何も困りません。独身ですね。独身は別だけれども。そんなことで私は、皆さん何をやってもいいです。でも必ず議会が町長最高機関だと言っているから、あなた方の意見に沿ってやったらこうなったと必ず言われるから私は静観したほうがいいと、こう言ったのです。

○委員長（小西秀延君） 今、皆さんにレジメでお渡しのとおり、ただいま町立病院の①、19年3月にはあり方まで踏み込んだ委員会報告を出しております。そのあり方が19年とはいえ、議会として出しているということを踏まえて、今後今松田委員からご意見もありましたが、今はもう方向性は議会は出さないほうがよろしいのではないかというご意見それは松田委員の意見で、ほかの委員さんからはきちんと論点整理をするべきではないかということでございます。この町立病院の今後のあり方、きちんとこの時点の委員会報告を踏まえて、また新たにきちんと議会としての考え方を出すべきかどうか。そこをこの19年に報告がある以上、また新たにやるのかやらないのか。きちんと方向性を出すのか出さないのか。その辺は皆さんの意思できちんと整理をしないといけないのかと思っております。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今の19年度の報告を出したところの話ですけれども、その内容はどうかということではなくて、今までの委員さんかかわった人はある程度の評価していますからそれはそれでいいのだけれどもその後、私は議会にかかわっていませんでしたけれども、新聞報道なんかやって議会も寿都の診療科を見に行き、かなり道も踏み込んである程度の補助金、建設資金等の財源手当てについて、苫小牧圏域の医療もオーケーだといって診療所をもうできるまでいったのが、それを施策判断でやめてしまって今のまま継続したということの判断というか、その辺を整理しないと、結果的に先ほどの話に戻るのです。議会一生懸命議論して19年の出して、それがちょっと町長が方向性変わったからといって寿都まで議員がみんな行って、それを結果的に何だったのかと。議会の力は何だったのかと私は言わざるを得ないです。だからそこがまた松田委員の論点に戻るのだけれども、そこをその経過が私から言えばやはり町長が1番最終的な責任だけれども、議会の多少非力もあったのかと思います。あれだけのすばらしい委員会報告を出しておいて、それがころっと変わってしまったわけです。だからその辺がもっと議会としてどうなのかと。そのときはいろいろな社会情勢もあったし、いろいろな議員の活動もあったから、それはそっちにおいて。だけど、そういう方向で診療所が

もしかとかたればという話は別ですけども、あのときにそういう方向いけば、今議論されてなくてよかったはずなのです。だからそのことを轍を踏まないためにもどうするかということをやはり真剣にやらなければいけないと思います。そこをちょっと議論してみたほうがいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。松田委員の発言もございますので、私は今このまま継続してもこれはだめです。ですから、1回帰って頭を冷やして、あしたまたやったほうが私はいいいと思います。なぜかという、大きく意見が分かれているわけです。だから自分できちんと論点整理をして、あしたやはりどういう形でこの病院問題を議論するかというのは仕切り直しをしたほうがいいと思います。私はきょうは閉じたほうがいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 今、大淵委員からもご意見ございました。ある程度のご意見出ていますが、この①につきましてはもう一度改めてあした皆さまから整理した上でご意見をもう一度聴取して方向性、その他についてのご議論をしたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 本日の特別委員会の調査はこの程度にとどめたいと思います。

特別委員会は明日12月17日、午前10時から開催いたします。

これをもって本日の特別委員会は閉会いたします。

(午後 4時22分)